
さいたま市
サーマルエネルギーセンター整備事業
(DBO)
入札説明書

平成31年1月4日

さいたま市

目 次

用語の定義	1
第1章 入札説明書の位置付け	4
第2章 事業の概要	5
第3章 入札参加に関する条件等	11
第4章 事業者の選定	19
第5章 入札の手続等	22
第6章 提出書類	28
第7章 提出書類作成要領	32
第8章 その他	38
別紙1 事業スキーム（例）	39
別紙2 本事業・事業（リサイクルO）の主な業務範囲等	40
別紙3 本事業において市が事業者を支払う対価について	43
別紙4 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方	50
別紙5 モニタリング及び運營業務に係る対価の減額等	51
別図1 入札書等の提出用封筒作成要領	58

用語の定義

No	用語	定義
1	受入対象物	市内から排出され、市の委託業者、許可業者並びに排出事業者、市民が本施設に直接搬入する搬入物（詳細は、家庭ごみの出し方マニュアル、家庭系一般廃棄物受入基準表による。）を総称している。
2	運營業務	本事業のうち、運営対象施設の運営に係る業務をいう。
3	運營業務委託契約	市と運営事業者との間で締結するさいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）運營業務委託契約書に基づく契約をいう。
4	運營業務委託契約書（案）	本事業の入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）運營業務委託契約書（案）」をいう。
5	運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、運営対象施設の運營業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、運営対象施設の運營業務を担当する者をいう。
6	運営対象施設	本事業の運営対象となる施設をいう。運営対象施設は、運営対象施設（リサイクル0）を除く本施設の全て（敷地内の保守管理を含む。）とする。
7	運営対象施設（リサイクル0）	事業（リサイクル0）の運営対象となる施設（マテリアルリサイクル推進施設のうち選別設備及び保管設備）をいう。
8	解体工事	解体対象施設の解体設計、解体工事を含めている。
9	解体対象施設	設計・建設業務の解体工事で解体撤去される既存の東部環境センター及び関連付帯施設を含めている。
10	基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る市と落札者の間で締結するさいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）基本協定書に基づく協定をいう。
11	基本協定書（案）	本事業の入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）基本協定書（案）」をいう。
12	基本契約	本事業の実施に際し、相互の協力、支援等について定めた、市と事業者（DBO）が締結するさいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）基本契約書に基づく契約をいう。
13	基本契約書（案）	本事業の入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）基本契約書（案）」をいう。
14	協力企業	構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務及び運營業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
15	建設工事請負契約	市と建設事業者との間で締結するさいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
16	建設工事請負契約書（案）	本事業の入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）建設工事請負契約書（案）」をいう。
17	建設事業者	構成企業のうち、本事業において、設計・建設業務を担当する者をいう。
18	建設対象施設	設計・建設業務において新規に建設される高効率ごみ発電施設、マテリアルリサイクル推進施設を総称している。
19	高効率ごみ発電施設	循環型社会形成推進交付金交付要綱に定める施設であり、本施設を構成する施設のうち、もえるごみ、マテリアルリサイクル推進施設からの破砕残渣等を処理対象物として焼却熔融処理するためのもえるごみ等処理施設を総称している。

20	構成員	構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
21	構成企業	構成員及び協力企業を総称していう。
22	市	さいたま市をいう。
23	事業（リサイクル0）	さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（リサイクル0）をいう。
24	事業間連携に係る協定	市、事業者（代表企業、マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計・建設を担当する構成員及び運営事業者等）及び事業者（リサイクル0）の三者間で締結する本事業と事業（リサイクル0）との間の連携等に関する協定をいう。
25	事業間連携に係る協定書（案）	本事業及び事業（リサイクル0）の入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業事業間連携に係る協定書（案）」をいう。
26	事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、焼却灰運搬業務委託契約、焼却灰資源化業務委託契約を総称して又は個別にいう。
27	事業者	構成員、協力企業及び運営事業者を総称していう。
28	事業者（リサイクル0）	事業（リサイクル0）の運営対象施設に係る運営業務を担当する者であり、事業（リサイクル0）の代表企業及び協力企業を総称していう。
29	焼却灰運搬業務	本事業のうち、高効率ごみ発電施設から発生する焼却灰を提案する焼却灰資源化施設（本施設以外）に運搬する業務をいう。
30	焼却灰運搬業務委託契約	市と焼却灰運搬事業者との間で締結するさいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）焼却灰運搬業務委託契約書に基づく契約をいう。
31	焼却灰運搬業務委託契約書（案）	本事業の入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）焼却灰運搬業務委託契約書（案）」をいう。
32	焼却灰運搬事業者	構成企業のうち、本事業において、焼却灰運搬業務を担当する者をいう。
33	焼却灰資源化業務	本事業のうち、高効率ごみ発電施設から発生する焼却灰を提案する焼却灰資源化施設（本施設以外）にて資源化する業務をいう。
34	焼却灰資源化業務委託契約	市と焼却灰資源化事業者との間で締結するさいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）焼却灰資源化業務委託契約書に基づく契約をいう。
35	焼却灰資源化業務委託契約書（案）	本事業の入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業焼却灰資源化業務委託契約書（案）」をいう。
36	焼却灰資源化事業者	構成企業のうち、本事業において、焼却灰資源化業務を担当する者をいう。
37	処理対象物	受入対象物のうち、適正処理困難物を除いたものを総称していう。
38	設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務（解体対象施設の解体工事を含む。）をいう。
39	全体事業	市が実施するさいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業をいう。
40	代表企業	入札参加者の代表を務める者をいう。
41	適正処理困難物	家電リサイクル品目、消火器、パソコン、オートバイ等、法令等によりリサイクルが義務付けられているもの、破碎処理が困難なごみ、その他市では収集・処理できないもの等、家庭系一般廃棄物受入基準表により受入拒否としているもの等を総称していう。
42	特定適正処理困難物	適正処理困難物のうち、粗大ごみとして本施設で受け入れ、保管等を行うものをいう（スプリング入りマットレス、スプリング入りソファ、物干し台（コンクリート台つき）、バッテリー（鉛バッテリー）、タイヤ、ホイール）。

43	入札参加希望者	本事業の入札に参加を希望する参加資格審査通過前の単独企業又は企業グループをいう。
44	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
45	入札説明書等	市が本事業の実施に際して本事業の入札公告時に公表する「入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、焼却灰運搬業務委託契約書（案）、焼却灰資源化業務委託契約書（案）、事業間連携に係る協定書（案）その他これらに付属又は関連する書類」を総称して又は個別にいう。
46	本事業	市が実施するさいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO)をいう。
47	本施設	本事業において設計・建設されるサーマルエネルギーセンターをいい、建築物、プラント設備及び構内道路等の外構の全てを総称していう。
48	本入札	本事業の入札（総合評価一般競争入札）をいう。
49	本入札説明書	本事業の入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）入札説明書」をいう。
50	マテリアルリサイクル推進施設	循環型社会形成推進交付金交付要綱に定める施設であり、本施設のうちもえないごみ、粗大ごみ等を処理対象物として破砕、選別処理する破砕設備を有する施設、資源物（びん、かん）を処理対象物として選別処理する選別設備を有する施設、その他保管設備を総称としていう。
51	有害危険ごみ	家庭系廃棄物のうち、蛍光管、乾電池、スプレーかん・カートリッジ式ボンベ、水銀体温計、ライターをいう。
52	要求水準書	本事業の入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）要求水準書」をいう。
53	様式集	本事業の入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）様式集」をいう。
54	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
55	落札者決定基準	本事業の入札公告時に公表する「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）落札者決定基準」をいう。

第1章 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、市が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じ、特定事業として選定した「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業」（以下「全体事業」という。）のうち「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するために公布するものである。本事業に係る入札公告に基づく一般競争入札（総合評価一般競争入札）については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

以下の別添資料1から10に示す資料は、本入札説明書と一体のものである（以下「入札説明書等」という。）。

- 別添資料1：要求水準書
- 別添資料2：落札者決定基準
- 別添資料3：様式集
- 別添資料4：基本協定書（案）
- 別添資料5：基本契約書（案）
- 別添資料6：建設工事請負契約書（案）
- 別添資料7：運營業務委託契約書（案）
- 別添資料8：焼却灰運搬業務委託契約書（案）
- 別添資料9：焼却灰資源化業務委託契約書（案）
- 別添資料10：事業間連携に係る協定書（案）

本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約、焼却灰運搬業務委託契約及び焼却灰資源化業務委託契約の5つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。

なお、市が平成30年6月15日に公表した「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業実施方針」及び「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業要求水準書（案）」並びに平成30年7月25日に公表した「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業実施方針に関する質問への回答」は、全体事業に関する方針等を示したものである。本事業への入札参加希望者は、入札説明書等の内容を踏まえたうえで、本入札に参加するものとする。

また、本事業は、「WTO政府調達協定」（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）の対象事業であり、入札手続きには「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

第2章 事業の概要

1 事業名称

さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業（DBO）

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者等の名称

さいたま市長 清水 勇人

4 事業の目的

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用し、一般廃棄物処理施設である高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル推進施設の効率的かつ効果的な設計・建設及び運営・維持管理を行うことにより、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理や、循環型社会を構築するための資源回収及びエネルギー回収を進めることを目的とする。

5 公共施設等の概要

(1) 名称

サーマルエネルギーセンター

(2) 建設予定地

ア 所在地 さいたま市見沼区大字膝子 626 番地 1 外

イ 敷地面積 約 46,000m²（全体）

(ア) Aエリア面積（建設対象施設整備エリア） 約 23,000m²

(イ) Bエリア面積（解体対象施設撤去エリア） 約 23,000m²

各エリア分けは、要求水準書（別添資料1）を参照すること。

(3) 施設の概要

ア 新設する施設（建設対象施設）

(ア) 高効率ごみ発電施設

処理方式	ストーカ方式（焼却灰の外部資源化）、シャフト炉式ガス化熔融方式又は流動床式ガス化熔融方式のいずれかの方式
処理能力	420t/日（140t/24h×3 炉）
処理対象物	もえるごみ、破碎残渣、その他

(イ) マテリアルリサイクル推進施設

処理方式	破碎設備（もえないごみ）：一次破碎＋高速破碎＋磁気選別＋アルミ選別＋可燃物選別＋不燃物選別＋搬送、保管 破碎設備（不燃性粗大ごみ）：高速破碎＋磁気選別＋アルミ選別＋可燃物選別＋不燃物選別＋搬送、保管 破碎設備（可燃性粗大ごみ）：切断
------	--

処理方式	破砕設備（有害危険ごみ）： （蛍光管） 手破袋＋蛍光管破砕＋ドラム缶詰め＋保管 （水銀体温計） 手破袋＋ドラム缶詰め＋保管 （ライター） 手破袋＋ライター破砕 （スプレー缶） 手破袋＋フレコンバッグ詰め＋保管 （乾電池） 手破袋＋ドラム缶詰め＋保管 選別設備（びん）：破除袋＋選別＋保管 選別設備（かん）：破除袋＋選別＋圧縮梱包等＋保管 保管設備（適正処理困難物）： （ポケットコイル入りマットレス、ソファー） 手解体 （その他の適正処理困難物等） 保管
処理能力	破砕設備：28 t/日 選別設備（びん）：14 t/日 選別設備（かん）：7 t/日 保管設備：－
処理対象物	破砕設備：もえないごみ 選別設備（びん）：びん 選別設備（かん）：かん 保管設備：適正処理困難物等

イ 解体撤去する施設（解体対象施設）

処理方式	全連続燃焼式（ストーカ式）
施設規模	300t/日（100t/24h×3 炉）
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造
階数	地上5階
その他施設	粗大ごみ処理施設、管理棟、進入路、退出路、計量棟、自動洗車場、ポンプ室、危険物倉庫、薬剤貯留棟、煙突、リサイクルセンター作業棟、リサイクルセンタープラザ棟、ストックヤード等

6 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。

- 事業期間：事業契約締結日から2040年3月31日まで
 設計・建設期間：事業契約締結日から2027年3月31日まで
 ※建設対象施設の竣工及び引渡し：2025年3月31日
 運営期間：2025年4月1日から2040年3月31日まで
 （運営準備期間：事業契約締結日から2025年3月31日まで）

7 事業方式

本事業はDBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

市は本施設の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。なお、本施設の設計・建設業務（解体対象施設の解体工事を含む。以下同じ。）については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により、本事業の運営業

務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社、以下「運営事業者」という。)を選定事業者(以下「事業者」という。)として、市の所有となる本施設の設計・建設業務、運営対象施設の運営業務に係る本事業を一括して行うものとする(本事業の事業スキーム例については別紙1を参照すること)。

市は、本施設を30年間以上にわたって使用する予定であり、事業者は30年間以上の使用を前提として本業務を行うこととする。

8 事業範囲

(1) 本事業の事業範囲

本事業は、「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業」(以下「全体事業」という。)を構成する2つの事業のうちの1事業である。全体事業、本事業及び「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(リサイクル0)」(以下「事業(リサイクル0)」という。)の構成を以下に示す。

事業名称	さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業【全体事業】			
設計・建設業務	さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業(DBO) 【本事業】			
運営業務				
施設名称	サーマルエネルギーセンター【本施設】			
	高効率ごみ発電施設	マテリアルリサイクル推進施設 破砕設備	選別設備、保管設備	既存東部環境センター
設計・建設業務	【建設対象施設】			【解体対象施設】
運営業務	【運営対象施設】	【運営対象施設(リサイクル0)】		— (解体撤去後の敷地内：運営対象施設)

- ・ 【 】: 本事業において使用する用語
- ・ 本事業及び事業(リサイクル0)の主な業務範囲等は、別紙2を参照すること。
- ・ 事業(リサイクル0)の契約期間は、今後公表する。

(2) 本事業において事業者が実施する業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書(別添資料1)を参照すること。

また、事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等市が実施する業務に対して協力するとともに、事業者(リサイクル0)と連携を行うものとする。

ア 設計・建設業務

(ア) 建設事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

(イ) 建設については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。なお、建設対象施設の建設工事は、解体対象施設を稼働させながらの新設工事となるため、解体対象施設の稼働に支障を及ぼさないよう建設工事を行うこと及び解体対象施設の解体撤去時には建設対象施設の稼働に

支障を及ぼさないよう配慮して実施すること。

- (ウ) 工事範囲の詳細は、要求水準書（別添資料 1）を参照すること。
- (エ) 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

イ 運営業務

- (ア) 運営事業者は、市と締結する運営業務委託契約に基づき、一般廃棄物（受入対象物）を受け入れ、運営対象施設において、要求水準書（別添資料 1）に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。その際、運営業務として運転管理業務、維持管理業務、環境保全業務、有効利用業務、情報管理業務、防災管理業務、関連業務等を行う。
- (イ) 運営事業者は、受入対象物の受入及び計量を行うとともに、市民、許可業者又は排出事業者より直接搬入された受入対象物については、市の規定に即した処理手数料の収受を代行するものとする。
- (ウ) 運営事業者は、高効率ごみ発電施設を運転することによって発生する余熱を利用して発電等を行い、本施設内で有効利用するとともに、温水を隣接する余熱利用施設に供給する（余熱利用施設に対する温水の供給条件は、要求水準書（別添資料 1）を参照すること）。余剰電力は、市が第三者に販売するものとし、余剰電力に係る収入については、市の収入とする。ただし、発電状況に応じて、運営事業者に対し、インセンティブフィーを支払う又は提案未達成時のペナルティを課すものとする（詳細は別紙 3 及び別紙 5 を参照すること）。
- (エ) 運営事業者は、高効率ごみ発電施設から発生した焼却灰、スラグ・メタル、回収金属の全量を有効利用するため、有効利用計画の立案、積み込み、運搬、有効利用先及び売却先の選定、売却等を行う。なお、スラグ・メタル及び回収金属については、運営事業者の責により、全量有効利用を行うものとする。焼却灰資源化の売却代金は焼却灰資源化事業者、スラグ・メタル、回収金属の売却代金は運営事業者に帰属する。
- (オ) 運営事業者は、高効率ごみ発電施設から発生した飛灰又は溶融飛灰を施設内に適切に貯留し、市に引き渡す。なお、その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
- (カ) 運営事業者は、マテリアルリサイクル推進施設から発生した破碎残渣等を高効率ごみ発電施設に搬送し、焼却処理又は溶融処理するものとする。
- (キ) 運営事業者は、マテリアルリサイクル推進施設のうち運営対象である破碎設備から発生した資源化物を施設内に適切に貯留し、市に引き渡す。なお、その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
- (ク) 運営事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、市及び事業者（リサイクル 0）と連携して適切な対応を行う。
- (ケ) 運営事業者は、本施設の見学希望者等について、市及び事業者（リサイクル 0）と連携して適切な対応を行う。

(3) 本事業において市が実施する業務範囲

市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

ア 用地の準備

市は、本事業を実施するための用地を確保する。

イ 環境影響評価の実施

市は、本施設に係る環境影響評価を実施する。

（「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業に係る環境影響評価書」は、2020 年

に縦覧予定である。)

ウ 受入対象物の搬入

市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、受入対象物を搬入する。

エ 資源化物の資源化

市は、本施設において、運営事業者からマテリアルリサイクル推進施設で選別された資源化物を受け取り、民間の資源化事業者に運搬し、資源化を行う。なお、資源化物の売却代金は、市に帰属する。

オ 飛灰又は溶融飛灰の処分等

市は、本施設において、運営事業者から高効率ごみ発電施設で発生した飛灰又は溶融飛灰を受け取り、民間の資源化事業者に運搬し資源化又は最終処分場に運搬し埋立処分を行う。

カ 本事業のモニタリング

市は、設計・建設業務及び運営業務の各段階において、業務実施状況のモニタリングを行う。

キ 住民への対応

市は、周辺住民からの意見や苦情について、運営事業者及び事業者（リサイクル 0）と連携して適切な対応を行う。

ク 施設見学者への対応

市は、本施設の見学希望者等について、運営事業者及び事業者（リサイクル 0）と連携して適切な対応を行う。なお、行政視察及びその他市が判断するものの対応は、市にて行う。

ケ 設計・建設費及び運営業務委託料の支払い

市は、さいたま市会計規則（平成 13 年規則第 61 号）に基づき、設計・建設費を建設業者に、運営期間にわたって運営業務委託料を運営業者に、焼却灰運搬業務委託料を焼却灰運搬業者に、焼却灰資源化業務委託料を焼却灰資源化業者に支払う。

コ その他

市は、本事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む各種行政手続等を行う。

(4) 事業者の収入（市からの支払分）

ア 設計・建設業務に係る対価

市は、設計・建設業務に係る対価について、建設業者に支払う。

イ 運営業務に係る対価

市は、運営業務に係る対価について、以下のとおり支払う。

(ア) 運営業務委託料

市は、高効率ごみ発電施設運営業務委託料及びマテリアルリサイクル推進施設運営業務委託料について、固定費用と変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動。）の構成で、運営業者に支払う。なお、物価変動に基づき年 1 回見直しのための確認を行い、必要に応じて委託料の改定を行う。

(イ) 焼却灰運搬業務委託料（ストーカー方式の場合）

市は、焼却灰運搬業務委託料について、変動費用（焼却灰搬出量に応じて変動）を焼却灰運搬業者に支払う。なお、物価変動に基づき年 1 回見直しのための確認を行い、必要に応じて委託料の改定を行う。

(ウ) 焼却灰資源化業務委託料（ストーカー方式の場合）

市は、焼却灰資源化業務委託料について、変動費用（焼却灰搬出量に応じて変動）を焼却灰資源化業者に支払う。なお、物価変動に基づき年 1 回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

9 事業者の募集及び選定の手順（予定）

本事業における事業者選定スケジュールは次のとおりとする。

日 時	内 容
2019年 1月 4日（金）	入札公告 入札説明書等の公表
2019年 1月 4日（金） ～ 1月 21日（月）	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
2019年 1月 16日（水） ～ 1月 17日（木）	現地見学会
2019年 2月 22日（金）	入札説明書等に関する質問回答（第1回）の公表
2019年 2月 26日（火） ～ 3月 4日（月）	参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付
2019年 3月 13日（水）	参加資格確認結果の通知
2019年 3月 18日（月）	参加資格確認結果に関する説明要求の受付
2019年 3月 25日（月） ～ 3月 29日（金）	対面的対話確認事項及び入札説明書等に関する質問受付（第2回）の受付
2019年 4月 23日（火） 又は 4月 24日（水）	対面的対話の実施
2019年 5月 下旬	対面的対話結果及び入札説明書等に関する質問回答（第2回）の公表
2019年 7月 5日（金）	入札提案書類の提出期限（ただし、郵送による場合は2019年7月3日まで）
2019年 10月 下旬	提案書に関する審査
2019年 10月 下旬	開札
2019年 10月 下旬	審査結果通知及び結果の公表 落札者の決定及び公表
2019年 11月 中旬	基本協定締結
2019年 12月 下旬	事業契約仮契約締結
2020年 3月	事業契約締結

10 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

第3章 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- (2) 設計・建設業務において、市と建設工事請負契約を締結する者（共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の構成員のうち高効率ごみ発電施設のプラント設備の設計・建設を行う者及びマテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計・建設を行う者）は、構成員とならなければならない。また、運營業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- (3) 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- (4) 入札参加者は、「第3章 2 (3) ア 高効率ごみ発電施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の唯一最大の出資者になるものとする。また、建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合、代表企業が共同企業体の代表者になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- (5) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。ただし、焼却灰資源化事業者及びその関連の運搬事業者、鉄道輸送又は船舶輸送に係る運搬事業者については、この限りでない。なお、参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様である。
- (7) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

2 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、本事業の設計・建設業務及び運營業務を行う者として、以下の(1)から(7)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、1者で複数の項の要件を満たす者は、当該1者のみで複数の項の業務にあたる事が可能である。

また、平成30年度さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者名簿への登載又は平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載がない者（当該種目に登載の無いものも含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、2019年2月15日（金）までに特定調達契約に係る競争入札参加資格審査を受けること。なお、参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者であっても、平成31年度さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者名簿への登載又は平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿への登載がない者（当該種目に登載の無いものも含む。）は、2019年4月以降、入札参加資格を欠くことになるため、2019年3月末日までに特定調達契約に係る競争入札参加資格審査を受けること。

(1) 建設対象施設の建築物の設計を行う者の要件

建設対象施設の建築物の設計を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たす

こと。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
- イ 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項の規定により、建設コンサルタントの登録を受けた者であること。
- ウ 常勤の自社社員で、3 か月以上の直接的な雇用関係がある建築士法に基づく一級建築士の資格を有する者を有していること。
- エ 平成 30 年度さいたま市特定調達に係る競争入札参加資格審査を受け、業務「建築関連コンサルタント」又は「建設コンサルタント」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成 29・30 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において同業務で登載されている者は、この審査を受けたものとみなす。

(2) 建設対象施設の建築物の建設を行う者の要件

建設対象施設の建築物の建設を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者は次の要件を全て満たし、他の者は下記ア、イ及びエの要件を満たすこと。

- ア 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- イ 建築士法第 23 条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
- ウ 建設業法の規定による「建築工事業」に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3 か月以上の直接的な雇用関係があること。
- エ 平成 30 年度さいたま市特定調達に係る競争入札参加資格審査を受け、業種「建築工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成 29・30 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において同業種で登載されている者は、この審査を受けたものとみなす。
- オ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が 1,200 点以上であること。
- カ 2008 年 4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る建設工事の実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものであること。

(3) 建設対象施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

ア 高効率ごみ発電施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

高効率ごみ発電施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、代表企業となる 1 者は次の要件を全て満たし、他の者は下記 (イ) 及び (ウ) の要件を満たす構成員又は協力企業とすること。

- (イ) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 建設業法の規定による「清掃施設工事業」に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3 か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (ウ) 平成 30 年度さいたま市特定調達に係る競争入札参加資格審査を受け、業種「清掃施設工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成 29・30 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において同業種で登載されている者は、この審査を受けたものとみなす。

なす。

- (エ) 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」の総合評定値が1,000点以上であること。
- (オ) 2008年4月1日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設）で、以下に示す要件を満たす施設のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として複数件有すること。
 - ・処理能力：100 t/日・炉以上かつ複数炉構成
 - ・処理方式：ストーカ方式、シャフト炉式ガス化溶融方式、流動床式ガス化溶融方式のいずれか1方式うち、入札参加者が本事業で提案する方式と同一の方式
 - ・安定稼働：90日以上連続運転、かつ、参加表明書の提出日において1年以上の稼働
 - ・その他：特別高圧受電

イ マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、構成員とし、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たす構成員とし、他の者は下記（ア）及び（ウ）の要件を満たす構成員又は協力企業とすること。

- (ア) 建設業法第3条第1項の規定による「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 建設業法の規定による「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (ウ) 平成30年度さいたま市特定調達に係る競争入札参加資格審査を受け、業種「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において同業種で掲載されている者は、この審査を受けたものとみなす。
- (エ) 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」の総合評定値が1,000点以上であること。
- (オ) 2008年4月1日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設（マテリアルリサイクル推進施設）で、以下に示す要件を満たす施設のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。
 - ・処理能力：破碎設備28 t/日(5h)以上
 - ・安定稼働：計画稼働日において90日以上連続運転、かつ、参加表明書の提出日において1年以上の稼働

(4) 解体対象施設の解体撤去を行う者の要件

解体対象施設の解体撤去を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たし、他の者は下記ア及びウの要件を満たすこと。

- ア 建設業法第3条第1項の規定による「解体工事業」又は「とび・土工工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること（「とび・土工工事業」の許可を受けている者については、建設業法附則（平成26年6月4日法律第55号）第3条の規定による経過措置の対象者に限る。）。

- イ 建設業法の規定による「解体工事業」又は「とび・土工工事業」に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること（「とび・土工工事業」に係る監理技術者については、建設業法施行規則附則（平成 27 年 12 月 16 日国土交通省令第 83 号）第 4 条の規定による経過措置の対象者に限る。）。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3 か月以上の直接的な雇用関係があること。
- ウ 平成 30 年度さいたま市特定調達に係る競争入札参加資格審査を受け、業種「解体工事業」又は「とび・土工工事業」の資格を有すると認められた者であること。（「とび・土工工事業」の登録がなされている者については、建設業附則（平成 26 年 6 月 4 日法律第 55 号）第 3 条の規定による経過措置の対象者、又は建設業法第 3 条の規定による解体工事業についての許可及び建設業法第 27 条の 23 の規定による解体工事業についての経営に関する客観的事項の審査を受けている者に限る。ただし、平成 31 年度さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者名簿及び平成 31・32 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿においては、「解体工事業」に限る。）なお、平成 29・30 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において同業種で登録されている者は、この審査を受けたものとみなす。
- エ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する経営事項審査総合評定値通知書の「解体」又は「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- オ 「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 26 年 1 月 10 日付基発 0110 第 1 号）又は「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成 13 年 4 月 25 日付け基発第 401 号の 2）に基づく廃棄物を対象とした焼却施設の解体実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものであること。

(5) 運営対象施設の運営を行う者の要件

運営対象施設の運営を行う者は、次の要件を全て満たす構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者は次の要件を全て満たす構成員とし、他の者は下記アの要件を満たす構成員又は協力企業とすること。

- ア 平成 30 年度さいたま市特定調達に係る競争入札参加資格審査を受け、業種「清掃施設工事業」及び業務「施設運転管理」の資格を有すると認められた者であること。（複数の企業で当該業務を行う場合は、それら複数の企業の各企業が「清掃施設工事業」と「施設運転管理」のどちらかの業種登録がなされ、全体として両方の登録がなされていれば足りる。）なお、平成 29・30 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において同業種及び同業務で登録されている者は、この審査を受けたものとみなす
- イ 2008 年 4 月 1 日以降において、以下に示す施設要件の運転管理実績を 1 件以上有していること。なお、該当する実績が PFI 又は DBO 事業の場合には、当該事業に係る特別目的会社の出資者であり、かつ、当該事業の運営業務において主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担っている者については、本要件を満たすものとする。
- (ア) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設）
- ・処理能力：100 t / 日・炉以上かつ複数炉構成
 - ・処理方式：ストーカ方式、シャフト炉式ガス化溶融方式、流動床式ガス化溶融方式のいずれか 1 方式うち、入札参加者が本事業で提案する方式と同一の方式
 - ・その他：特別高圧受電
- ウ 以下の全ての要件を満たす技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管

理者として運営開始後2年間以上配置できること。

(7) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有すること。

(イ) 一般廃棄物処理施設（(5)イ(7)に示す施設要件の施設に限る。）における運転管理業務の現場総括責任者としての経験を有すること。

(6) 焼却灰の運搬を行う者の要件

焼却灰の運搬を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。

ア 運営開始時に、本業務を実施するために必要十分な施設（焼却灰を運搬するための車両等）を所有していること。

イ 運営開始時に、本業務を実施するための必要な許認可を取得していること。

ウ 平成30年度さいたま市特定調達に係る競争入札参加資格審査を受け、業務「廃棄物処理」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において同業務で登載されている者は、この審査を受けたものとみなす。

(7) 焼却灰の資源化を行う者の要件

焼却灰の資源化を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。

ア 提案する焼却灰の資源化施設（セメント原料化施設等）について、1年間以上の運転実績を有していること。

イ 運営開始時に、提案する焼却灰の資源化施設において、本業務を実施するための必要な許認可を取得していること。

ウ 平成30年度さいたま市特定調達に係る競争入札参加資格審査を受け、業務「廃棄物処理」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において同業務で登載されている者は、この審査を受けたものとみなす。

3 構成企業の制限

(1) 構成企業の資格要件

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

ウ 本事業の入札公告日から落札者決定日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）及びさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加資格停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。

ク 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。

ケ PFI 法第 9 条に示される欠格事由に該当する者。

コ 消費税及び地方消費税並びに法人税について未納がある者。また、参加資格確認基準日直前 1 年分の法人市民税（ただし、さいたま市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納があるもの。

(2) 関係会社の参加制限

入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業と次に示す資本関係又は人的関係のない者であること。

ア 資本関係

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 市の平成 30 年度さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者名簿又は平成 29・30 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合

(3) その他の参加不適合者

ア 次に示す市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者と、前記「3 (2) 関係会社の参加制限」の資本関係又は人的関係があると認められる者

- ・ 株式会社エイト日本技術開発
- ・ 豊原総合法律事務所

イ さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業 PFI 等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員本人及び委員が属する法人並びに同法人と前記「3 (2) 関係会社の参加制限」の資本関係又は人的関係があると認められる者

4 参加資格の確認

(1) 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付締切日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して 3 ヶ月以内とする。

(2) 参加資格確認基準日の翌日から入札日までの間に入札参加者の構成企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。

(3) 入札日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業のいずれかが入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。

ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、市が入札参加資格を確認並びに建設事業者及び設立予定の運営事業者の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業実施に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。

- (4) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、市が入札参加資格を確認並びに建設事業者及び設立予定の運営事業者の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業実施に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。

5 特別目的会社の設立に関する要件

- (1) 落札者の構成員は、仮契約締結までに、運営事業者となる特別目的会社を設立すること。
- (2) 特別目的会社は、会社法に規定される株式会社とし、市内に本店を置くこと。なお、特別目的会社の本店所在地については、無償で本施設内に設置することを認めるものとする。
- (3) 特別目的会社への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち代表企業の出資比率は、設立時から事業期間を通じて出資者中唯一最大とすること。なお、出資金額の合計（全額を資本金とする。）は3億円以上とし、運営期間中これを維持するものとする。特別目的会社設立から供用開始までの出資金額は任意とする。
- (4) 全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

6 建設工事請負契約の締結に関する要件

市は、本事業のうち設計・建設業務を担当する建設事業者と、次のいずれかの方式により建設工事請負契約を締結するものとする。

(1) 単体方式

事業者が全ての参加資格要件を満たす単独企業の場合又は「第3章 2 (1) ~ (4)」の全ての要件を代表企業が満たし、かつ建設共同企業体（以下「JV」という。）を組成しない場合は、市は当該企業と建設工事請負契約を締結する。

(2) JV方式

事業者がJVを組成する場合は、市はJVと建設工事請負契約を締結する。

この場合、「第3章 2 (3) ア」及び「第3章 2 (3) イ」に示す要件は構成員が満たすものとし「第3章 2 (1)」、「第3章 2 (2)」、「第3章 2 (4)」に示す要件は構成員又は協力企業が満たすものとする。代表企業が「第3章 2 (1) ~ (4)」の全ての要件を満たしてもよい。

なお、JVを構成する者は、構成員又は協力企業とし「第3章 2 (3) ア」に示す要件を満

たす構成員（代表企業）を当該JVの代表者とする。また「第3章 2 (1) ~ (4)」の要件に示す各業務を複数の者で行う場合は「第3章 2 (1) ~ (4)」の各要件を満たす者で、各業務につき主たる業務を担う1者はJVの構成員にならなければならない。各業務につき主たる業務を担う1者以外の者の参加方法（JVの構成員、JVの下請）は、任意とする。

7 予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た価格）は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格 62,005,601,900円（消費税及び地方消費税額を含む。）
 入札書比較価格 56,368,729,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

(2) 留意事項

ア 予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に市が事業者を支払う設計・建設業務に係る対価及び運營業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）である。

イ 予定価格及び入札書比較価格には、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

ウ 入札価格が、入札書比較価格を超える場合、市は入札参加者を失格とする。

エ 予定価格及び入札書比較価格の参考内訳比率は、次のとおりである。

なお、参考内訳比率は、市が積算した予定価格に占める設計・建設業務に係る対価又は運營業務に係る対価の比率を参考として示すものであり、入札価格に占める設計・建設業務に係る対価又は運營業務に係る対価の比率を縛るものではない。

(ア) 予定価格及び入札書比較価格に占める設計・建設業務に係る対価の参考内訳比率 64%

(イ) 予定価格及び入札書比較価格に占める運營業務に係る対価の参考内訳比率 36%

オ 本入札においては、調査基準価格は設定していない。

第4章 事業者の選定

1 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本事業は、設計・建設段階から運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・建設、運営・維持管理等の提案内容、市の要求水準との適合性並びに事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する方式（総合評価一般競争入札）を採用する。

さいたま市契約規則（平成13年規則第66号）第11条第1項及び第2項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、上記の方法をもって落札者を決定する。

落札者決定にあたっての基準等は、落札者決定基準（別添資料2）による。

(2) 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書は、有識者及び市の職員で構成される審査委員会において審査を行い、最優秀提案を選定する。審査委員会は、次の8名の委員で構成される。

[さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業 PFI 等審査委員会の構成]

委員長	安登 利幸	(亜細亜大学大学院 アジア・国際経営戦略研究科 教授)
委員 (職務代理者)	小松 登志子	(埼玉大学大学院理工学研究科 名誉教授)
委員	足立 慎一郎	(株式会社日本政策投資銀行地域企画部 担当部長)
委員	荒井 喜久雄	(全国都市清掃会議 技術指導部長)
委員	川崙 幹生	(埼玉県環境科学国際センター 主任研究員)
委員	曾根 陽子	(元日本大学生産工学部建築工学科 教授)
委員	中島 圭一	(さいたま市建設局長)
委員	望月 健介	(さいたま市都市局長)

なお、本事業の落札者決定までの間に、本入札に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、審査委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

(3) 落札者の決定

市は、審査委員会による最優秀提案の選定結果を踏まえて、落札者を決定する。

(4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

(5) 落札者を決定しない場合

市は、事業者の募集、評価及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業をDBO方式で実施することが適当でないと判断した場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

2 契約手続等

(1) 基本協定の締結

市と落札者は、契約の締結に関して、基本協定書（案）（別添資料 4）について双方合意のもと速やかに基本協定を締結するとともに、基本契約書（案）（別添資料 5）、建設工事請負契約書（案）（別添資料 6）、運營業務委託契約書（案）（別添資料 7）、焼却灰運搬業務委託契約書（案）（別添資料 8）及び焼却灰資源化業務委託契約書（案）（別添資料 9）に基づき契約手続きを行う。

(2) 特別目的会社の設立

落札者の構成員は、仮契約締結までに、「第 3 章 5 特別目的会社の設立に関する要件」に規定する特別目的会社を設立すること。

(3) 事業契約の締結

市は、事業者と基本契約について、建設事業者と建設工事請負契約について、運営事業者と運營業務委託契約について、焼却灰運搬事業者と焼却灰運搬業務委託契約について、焼却灰資源化事業者と焼却灰資源化業務委託契約についての各々の仮契約を締結する。

各々の仮契約は、建設工事請負契約について市議会の議決を得た日をもって本契約となる。

(4) 契約を締結しない場合

ア 入札参加資格の欠如

「第 3 章 4 (4)」に規定のとおり。

イ 留意事項

上記アにより、事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、市は審査委員会での総合評価値の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

(5) 事業間連携に係る協定の締結

市、事業者、事業者（リサイクル 0）は、事業（リサイクル 0）の事業契約締結後速やかに事業間連携に係る協定を締結する。なお、事業者のうち代表企業、マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計・建設を担当する構成員及び運営事業者については、本協定の締結者にならなければならない。その他の構成企業については、担当する業務内容に応じて、必要により締結者になるものとする。

(6) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(7) 契約保証金

ア 設計・建設期間における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として仮契約締結日までに納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

イ 運営期間における保証

運営事業者、焼却灰運搬事業者及び焼却灰資源化事業者は、それぞれの業務委託契約に定める契約金額の総額を15で除した額の100分の10以上の額を運営期間における各事業年度につき、当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

第5章 入札の手續等

1 入札の手續

(1) 入札説明書等の公表・配布

市は、次のとおり、入札説明書等を公表・配布する。

ア 公表日

2019年1月4日（金） 入札公告と同時

イ 入札説明書等の配布

入札説明書等を次のとおり配布する。また、市ホームページからもダウンロードすることができる。

(ア) 配布期間

2019年1月4日（金）から2019年1月21日（月）まで

配布受取時間は、開庁日の9時から16時まで（正午から13時までを除く。）とする。

(イ) 配布場所

「第5章 1（13）担当課」を参照

(ウ) その他

入札説明書等（電子データ）を配布する。配布対象者は本事業への参加を希望する企業とする。当該資料の受け取りに際しては、配布を受けるための事前予約を「第5章 1（13）担当課」に電話にて連絡して行い、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参すること。

(2) 現地見学会

建設予定地等に関する現地見学会を、次のとおり開催する。

ア 開催期間

2019年1月16日（水）及び2019年1月17日（木）

イ 場所

さいたま市見沼区大字膝子 626 番地 1 外

ウ 見学方法

現地見学会への参加希望者は、「現地見学会参加申込書」（様式第2号-1）及び「現地見学会に係る誓約書」（様式第2号-2）に必要事項を記入のうえ、2019年1月4日（金）から2019年1月11日（金）15時までに、電子メールにより「第5章 1（13）担当課」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けない。参加希望者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。市は電子メールにより、現地見学会の日時を各提出者へ返信する。申込みの状況によっては、市は、日程の調整を行うことがある。

なお、現地見学会への参加人数の制限は設けない。建設予定地までの交通手段は、公共交通機関を利用すること。また、見学会当日、本事業に関する質問は受け付けない。

(3) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより「第5章 1（13）担当課」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。なお、文書形式は、Microsoft Excel（Windows版、xlsx形式）とすること。質問提出者は電子メールを送付後、電話により着信

の確認を行うこと。

イ 受付期間

(ア) 第1回：2019年1月4日（金）から2019年1月21日（月）16時まで

(イ) 第2回：2019年3月25日（月）から2019年3月29日（金）16時まで

なお、第2回の質問については、「第5章 1（6）参加資格確認結果の通知」において、参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。また、第2回の質問では、対面的対話の対象としたい確認事項以外の質問がある場合に提出するものとする。

(4) 入札説明書等に関する質問への回答書の公表

入札説明書等に関する質問への回答は、以下の日程に市ホームページにおいて公表する予定である。電話及び口頭での回答等は行わない。なお、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くことが危惧されると市が判断した質問については回答しない。また、第2回の回答については、対面的対話の時間内に回答できなかった事項等の回答を含む場合がある。ただし、入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表しない場合がある。

(ア) 第1回：2019年2月22日（金）

(イ) 第2回：対面的対話結果の公表日と同日

(5) 参加資格確認申請書類の提出

入札参加希望者は、次により参加資格確認の申請を行わなければならない。参加資格確認申請書類は、正本1部を以下のとおり提出すること。期限までに参加資格確認申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出書類

「第6章 提出書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

持参による。郵送又は電送によるものは受け付けない。

ウ 受付場所

「第5章 1（13）担当課」を参照

エ 受付期間

2019年2月26日（火）から2019年3月4日（月）まで

開庁日の9時から16時まで（正午から13時までを除く）

(6) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、参加資格確認申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、2019年3月13日（水）までに郵送により通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

(7) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格確認結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、市に対して、参加資格がないと認めた理由を問う書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）を提出することにより、説明を求めることができる。

市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、2019年3月27日（水）までに書面により回答する。

ア 提出期限

2019年3月20日（水）16時まで

イ 提出方法

持参による。郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出時間は、開庁日の9時から16時まで（正午から13時までを除く。）とする。

ウ 提出場所

「第5章 1（13）担当課」を参照

(8) 入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、本入札を辞退する場合は、入札提案書類提出期限までに、入札辞退届（様式第10号）を提出すること。

(9) 対面的対話の実施

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、市と個別に対話を行う。

入札参加者は、2019年3月25日（月）から2019年3月29日（金）16時までに「対面的対話への参加申込書」（様式第11号-1）に希望日等を記入し、電子メールで「第5章 1（13）担当課」に提出すること。入札参加者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

対話の日時は以下に示す日時とし、入札参加者ごとの開催時間は90分程度の予定とする。なお、申込みの状況によっては、市は、日程の調整を行うことがある。

ア 対面的対話の時間及び場所

(ア) 日時

2019年4月23日（火）又は2019年4月24日（水）（予定）

時間については、市が調整のうえ入札参加者に別途通知する。

(イ) 場所

さいたま市役所（予定）

イ 事前資料の提出

入札参加者は、「対面的対話における確認事項」（様式第11号-2）を記入の上、「対面的対話への参加申込書」提出時に併せて、電子メールにより提出すること。入札参加者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

また、対面的対話の際には、市の意図を正しく理解した提案か否か及び提案の可否判断を確認するための補足資料の提出を求める場合がある。その場合の提出資料の内容及び提出期日は、入札参加者に別途通知する。

ウ 実施方法

(ア) 対面的対話は、市主催により実施する。実施方法等の詳細は、入札参加者に別途通知する。

(イ) 事前提出を受けた様式第11号-2及び補足資料に基づき、市と入札参加者の対話を行う。

対面的対話では、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言、評価は行わない。

(ウ) 事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、対話の結果（議事録）は原則として公表する。ただし、入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表しない場合がある。

(エ) 対話の結果（議事録）は、2019年5月下旬までに、入札参加者の確認を得た上で、市ホームページに掲載する。

(10) 入札提案書類の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、「第6章 提出書類」に示す入札提案書類を次のとおり提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を担当課にて判定する。

ア 入札提案書類の提出について

(ア) 提出期限

郵送による場合 2019年7月3日(水) 必着

持参による場合 2019年7月5日(金) 16時必着

(イ) 提出方法

持参又は郵送とする。持参する場合の提出時間は、開庁日の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)とする。

(ウ) 提出先

「第5章 1 (13) 担当課」を参照

(11) 提案書に関する審査

審査委員会は、提案加点審査に際し、入札参加者に対してヒアリングを行う場合がある。ヒアリングを実施する場合には、時間、場所、実施方法等の詳細を示した開催要領を各入札参加者の代表企業に対し、書面にて事前に別途通知する。

(12) 開札

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会いのうえ、次のとおり行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立会う場合、「委任状(開札の立会い)」(様式第22号)を、当日持参すること。なお、日時や場所等の詳細が決定し次第、各入札参加者の代表企業に市より通知する。

ア 日時

2019年10月下旬

イ 場所

さいたま市役所

ウ 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札事務に関係のない市職員1名を立ち合わせる。

エ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

オ 入札参加者又はその代理人が、開札場に入場しようとするときは、入札事務に関係のある市職員(以下「入札関係職員」という。)に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、委任状(開札の立会い)(様式第22号)をもって、身分証明書を替えることとする。

カ 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむ得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。

キ 開札場に入場した時点から、携帯電話等による外部への連絡は不可とする。また、携帯電話等を持参した際には、電源を切るかマナーモードに設定のうえで開札場に入場すること。

ク 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させる。

(ア) 公正な執行を妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ケ 開札においては、入札価格が入札書比較価格の範囲内であるかの確認を行う。当該範囲内

の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

(13) 担当課

本事業を担当する課は、次のとおりである。

担 当 課	:	さいたま市 環境局 施設部 環境施設整備課
住 所	:	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号
T E L	:	048-829-1344
F A X	:	048-829-1975
電 子 メール	:	kankyo-shisetsu-seibi@city.saitama.lg.jp
ホームページ	:	http://www.city.saitama.jp/001/006/011/001/006/index.html

2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(2) 入札提案書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における入札書及び入札提案書類の差し換え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

市は、競争性を確保し得ないと認めたときは、本入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(4) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 参加資格確認申請書に記載された代表者以外の者が行った入札

イ 入札参加資格のない者が行った入札

ウ 委任状が提出されていない代理人の入札

エ 同一事項の入札につき他の代理人を兼ね、又は二人以上の代理人をした者の入札

オ 入札提案書類の提出期限までに市に到達しなかった者の入札

カ 記名押印を欠いた入札

キ 入札金額を訂正した入札

ク 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

ケ 明らかに連合によると認められる入札

コ 参加資格確認申請書類及び入札提案書類その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札

サ その他入札に関する条件に違反した、又は市の指示に従わなかった者の入札

(5) 費用の負担

本入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(6) 使用言語、単位及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 入札提案書類の取り扱い

ア 著作権

入札提案書類の著作権は入札参加者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ウ 入札提案書類の使用等

提出された入札提案書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各入札参加者に通知する。）。公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市はこれを無償で使用するものとする。

なお、提出された入札提案書類は返却しない。

(8) 市の提供する資料の取り扱い

入札参加者（入札までに辞退したものを含む）は、市が提供する資料を、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札保証金

見積った金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(10) その他

ア 市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第6章 提出書類

1 参加資格確認申請書類

参加資格確認申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて1部提出すること。

- (1) 参加表明書 (様式第3号)
- (2) 構成員及び協力企業一覧表 (様式第4号)
- (3) 予定する建設事業者の構成 (必要により) (様式第5号)
- (4) 参加資格確認申請書 (様式第6号)
- (5) 委任状 (代表企業) (様式第7号)
- (6) 委任状 (代理人) (様式第8号)
- (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 (様式第9号)

2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 入札辞退届 (様式第10号)

3 入札提案書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		部数
入札提案書類提出届等		各1部
入札書		1部
業務遂行能力の確認書類		1部
提案書	技術提案書	各21部 (正本1部、副本20部)
	施設計画図書	
	添付資料	
	提案図書概要版	
施設計画に係る提案概要		40部
環境影響評価関連資料		3部
提案書、施設計画に係る提案概要及び環境影響評価関連資料の電子データ (CD-R)		3部

- (1) 入札提案書類提出届等
 - ア 入札提案書類提出届 (様式第12号)
 - イ 要求水準に関する誓約書 (様式第13号)
- (2) 入札書
 - ア 入札書 (様式第14号 (別紙1～別紙3を含む))
- (3) 業務遂行能力の確認書類
 - ア 業務遂行能力確認書 (様式第15号)
 - イ 構成員の業務遂行能力 (様式第15号-1)

(4) 技術提案書

- ア 事業方針に関する提案書 (様式第 16 号)
- イ 設計・建設工事及び運営・維持管理に関する提案書 (様式第 17 号)
- ウ 事業計画に関する提案書 (様式第 18 号)

(5) 施設計画図書

ア 施設概要 (施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。)

イ 設計基本数値

(ア) 高効率ごみ発電施設関連

a 施設計画基本数値

- (a) 物質収支
- (b) 熱収支
- (c) 用役収支

- ・電 力：設備動力 (プラント、建築設備、照明設備等)、使用電力、契約電力、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。
- ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
- ・燃 料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。
- ・薬 品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。
- ・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

b 主要施設 (機器) 設計計算書

- (a) 受入ピット容量、その他主要ピット容量
- (b) クレーン (ごみ、灰) のバケット容量、稼働率 (自動、手動運転)
- (c) 投入ホッパ容量
- (d) 処理能力曲線及び算出根拠
- (e) 燃焼室熱負荷 (燃焼室寸法 (図示)、容量等)
- (f) 燃焼室ガス滞留時間及び出口温度
- (g) 廃熱ボイラの能力
- (h) 蒸気復水器の能力
- (i) 発電設備容量
- (j) 減温塔の能力、容量
- (k) 排ガス処理装置の薬品使用量、貯留量
- (l) 送風機関係の能力
- (m) 主要ポンプの能力
- (n) その他主要機器の容量、能力計算
- (o) 負荷リスト (非常用電源負荷を明らかにする)

c 要求水準に対する設計仕様書 (様式第 13 号-1)

(イ) マテリアルリサイクル推進施設関連

a 施設計画基本数値

- (a) 物質収支
- (b) 用役収支

- ・電 力：設備動力 (プラント、建築設備、照明設備等)、使用電力、契約電力、料金等の各項目を明らかにすること。
- ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
- ・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

- b 主要施設（機器）設計計算書
 - (a) ヤード・保管設備の面積及び容量
 - (b) ホッパ容量
 - (c) コンベヤ能力
 - (d) 選別機能力
 - (e) 送風機関係の能力
 - (f) 破碎機能力
 - (g) 搬出設備の貯留容量
 - (h) その他主要機器の容量及び能力計算
 - (i) 負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにすること。）
 - (j) 処理不適物（破碎困難物）リスト
 - (k) 防爆及び爆発時の対策
- c 要求水準に対する設計仕様書 （様式第 13 号-1）
- (ウ) 解体対象施設解体工事関連
 - a 施工計画書
 - (a) 施工手順（解体フローを用いて、施工段階毎に計画を説明すること。）
 - (b) 地下構造物工法
 - (c) 煙突解体工法
 - b 主要設計計算書
 - (a) 負圧集じん器能力・台数
 - c 要求水準に対する設計仕様書 （様式第 13 号-1）
- ウ 図面【縮尺は、特に指定がある場合を除き、入札参加者にて見やすい縮尺に設定すること。】
 - (ア) 全体配置図【A3 版横】
 - (イ) 動線計画図【A3 版横】
 - (ウ) 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）【A3 版横】
 - (エ) 機器配置断面図（縦断、横断図）【A3 版横】
 - (オ) 主要機器組立図【A3 版横】
 - (カ) フローシート【A3 版横】
 - a 高効率ごみ発電施設関連
 - (a) 対象廃棄物並びにその生成物及び副産物
 - (b) 井水、上水道、再利用水、冷却水及び雨水
 - (c) 排水（ごみピット排水、プラント排水、生活排水等）
 - (d) ボイラ給水、蒸気、復水及び純水
 - (e) 余熱利用
 - (f) 燃料
 - (g) 油圧及び圧縮空気
 - (h) 脱臭及び消臭
 - (i) 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
 - (j) 建築設備（火報、空調、換気、電話、給湯、放送設備等）
 - (k) 情報処理システム
 - b マテリアルリサイクル推進施設関連
 - (a) 対象廃棄物その生成物及び副産物
 - (b) 集じん
 - (c) 給排水

- (d) 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
- (e) 建築設備（火報、空調、換気、電話、給湯、放送設備等）
- (f) 情報処理システム
- c 解体対象施設解体工事関連

- (a) 仮設排水処理設備フロー
 - (キ) 電気設備主回路単線系統図【A3 版横】
 - (ク) 建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）【A3 版横】
 - (ケ) 建築仕上げ表
 - (コ) その他、提案する構造物等に関する図面【A3 版横】
 - (サ) 建築面積表（各階床面積及び各室床面積を明記すること。）
 - (シ) 解体工事仮設配置図（解体ヤード及び全室の構造・寸法を明記のこと）
 - (ス) パース（鳥瞰図、アイレベル、各 1 枚）【A3 版横】
- エ 工事関係
- (ア) 全体工事工程【A3 版横】
 - (イ) 解体工事工程【A3 版横】

- (6) 添付資料 (様式第 19 号)
その他、要求水準に示す性能・機能を確認できる資料（運営・維持管理を含む）及び提案等の根拠が確認できる資料（運營業務を含む）がある場合には、添付資料にて取りまとめること。

- (7) 提案図書概要版 (様式第 20 号)

- (8) 施設計画に係る提案概要
施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとする。
- ・パース図
 - ・建設対象施設の建築面積、延床面積、その他の施設諸元
 - ・提案のコンセプト
 - ・施設計画の特徴

- (9) 環境影響評価関連資料 (様式第 21 号)

第7章 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集（別添資料 3）の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 参加資格確認申請時の提出書類

参加資格確認申請時の提出書類を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 参加資格確認申請書（様式第 6 号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4 版・縦・左綴じとして正本 1 部を提出すること。

3 入札書

入札書を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 入札書（様式第 14 号）及び入札価格参考資料（様式第 14 号別紙 1～別紙 3）は、封筒に入れ、密封して提出すること（別図 1 参照）。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運營業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「別紙 3 本事業において市が事業者を支払う対価について」に基づいて算定すること。また、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税額を加えないこと。
- (4) 技術提案書（事業計画）との整合性を確保すること。

4 業務遂行能力の確認書類

業務遂行能力の確認書類を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 業務遂行能力確認書（様式第 15 号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4 版・縦・左綴じとして正本 1 部を提出すること。

5 提案書

提案書を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 技術提案書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で 1 冊にまとめ、「技術提案書」を A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各 21 部（正本 1 部、副本 20 部）提出すること。文字サイズは 11 ポイント以上（図表は含まない）とし、1 ページに概ね 1,600 字程度とすること。提案書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、市から送付された参加資格確認結果通知書に記載された受付グループ名（以下「受付グループ名」という。）を右下欄に記入する。
- (2) 施設計画図書は、「入札説明書 第 6 章 提出資料 3 入札提案書類 (5) 施設計画図書」に記載した順番で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各 21 部（正本 1 部、副本 20 部）提出すること。施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。また、施設計画図面については次のとおりとする。

- ア 図面は、JIS の建築製図通則に従って作成すること。
- イ 右下に図面名称及び受付グループ名を記入する。
- (3) 添付資料及び提案図書概要版は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各 21 部（正本 1 部、副本 20 部）提出すること。添付資料及び提案図書概要版には各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、様式第 19 号（添付資料の表紙）及び提案図書概要版には、受付グループ名を右下欄に記入する。なお、添付資料の枚数が少ない場合には、(1) に示した技術提案書と一緒に 1 冊にまとめることも可とする。その場合は、技術提案書、添付資料、提案図書概要版の順番とすること。
- (4) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (5) ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本 1 部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること。（正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。）
- (6) 関心表明書は提出しないこと（飛灰又は溶融飛灰資源化事業者を除く。）
- (7) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (8) 市に提出する提案書の電子データは、PDF 形式とし、技術提案書、施設計画図書、添付資料、提案図書概要版毎に様式集の順番でそれぞれ 1 つの PDF ファイルにまとめて提出すること。ただし、電子データのサイズに応じて PDF ファイルを複数に分割してもよい。また、PDF に加えて、様式集（Excel 版）については Microsoft Excel（Windows 版、xlsx 形式）も提出すること。なお、市に提出する電子データには、印刷制限等のセキュリティ権限を設定しないこと（以下の資料についても同様とする。）。

6 施設計画に係る提案概要

施設計画に係る提案概要を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 施設計画に係る提案概要は、A4 版・縦・横書き・1 枚（両面印刷で 2 ページ以内）とし、綴じずに 40 部提出すること。提出する電子データは、PDF 形式とする。
- (2) 受付グループ名を右上隅に記載し、提案書と同様、企業名等が特定できる表現はしないこと。
- (3) 施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとし、簡潔に記載すること。ただし、落札者決定後、議会等への報告のために落札者の施設計画に係る提案概要を使用するため、記載する内容に留意すること。特に、各入札参加者のノウハウに係る内容等については、各入札参加者の判断により、支障のない表現とすること。
- ・ パース図
 - ・ 建設対象施設の建築面積、延床面積、その他の施設諸元
 - ・ 提案のコンセプト
 - ・ 施設計画の特徴
- (4) 施設計画に係る提案概要は、定量化審査の対象にはしない。

7 環境影響評価関連資料

環境影響評価関連資料を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 環境影響評価関連資料は、様式第 21 号を使用し、様式に記載の添付資料の順番で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、3 部提出する

こと。

- (2) 提出する電子データは、様式第 21 号は Microsoft Word (Windows 版、docx 形式)、Microsoft Excel (Windows 版、xlsx 形式)、添付資料は PDF 形式とする。
- (3) 市は、提出された環境影響評価関連資料を、2019 年度に市が発注予定である環境影響評価準備書・評価書作成業務の受託事業者に提供する。市は、入札参加希望者が参加資格確認申請書類を市に提出したことをもって、当該入札参加者が本号に基づく環境影響評価関連資料の提供について受諾したものとみなす。
- (4) 市は、様式第 21 号の他に、追加資料の提供を要請する場合がある。この場合、2019 年 5 月上旬までを目処として、各入札参加者の代表企業に対して要請する。
- (5) 環境影響評価関連資料は、定量化審査の対象にはしない。

8 留意事項

入札提案書類の作成にあたっては、以下の条件を踏まえること。

(1) リスク管理の方針

本事業の実施における責任は、原則として事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、市は応分の責任を分担する。市と事業者との責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約で定める。

(2) 保険

ア 市は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する。なお、事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、市が加入する保険にて保険金が補填された場合は、市が事業者に対する損害賠償金の請求からその分を控除するものとする。

イ 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、市は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者が付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。

ウ 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(3) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問及び対面的対話において、市に確認し、了解を得たものに限り有効とする。市の了解を得ずに提案を行った場合には、落札者決定基準に示す基礎審査において、失格とする場合があるので注意すること。なお、質問内容が入札参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答する場合がある。

(4) 電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について

電力に係る契約については、買電に係る契約の契約者は事業者、売電に係る契約の契約者は市とする。

入札時における買電に係る電力料金（基本料金、買電等）の算定においては、東京電力エナジーパートナー株式会社との契約とし、2019 年 7 月の条件が運営期間にわたり継続するものとして算出すること。なお、制度変更に伴う電力料金等の取扱いについては、別紙 4 のとおりとする。

(5) 事業（リサイクル 0）の電力及び上水の取扱い

事業（リサイクル 0）の実施に伴い使用する電力（買電時を含む。）及び上水の各料金は、本

事業の事業費に含めるものとする。これらの料金は、別紙3に示すマテリアルリサイクル推進施設の運営業務委託料D（①固定費用）に計上すること。

(6) 飛灰又は溶融飛灰の処分等の提案について

高効率ごみ発電施設で発生する飛灰又は溶融飛灰の運搬及び処分等は、市が行う。事業者は、飛灰又は溶融飛灰の発生量、処分等の方法、運搬及び処分等に要する費用を提案すること。なお、飛灰又は溶融飛灰の処分等の方法は、以下を基本とする。

ア 民間の資源化施設における資源化を提案する場合は、県内又は近郊の資源化施設とし、県内の資源化施設を優先する。提案する資源化施設までの運搬及び資源化に要する費用を提案すること。また、提案する資源化事業者の関心表明書等を添付すること。

イ 最終処分を提案する場合、処分先の最終処分場は市にて選定する。提案時の運搬及び処分費用は 30,000 円/t とすること。

ウ 飛灰又は溶融飛灰の運搬及び処分等に要する費用は、本入札の価格には含まない。また、最終処分の場合に、本施設での飛灰又は溶融飛灰の処理に要する薬剤費は、本入札の価格とは別に市が支払う。

(7) 市の最終処分場の延命の提案について

市の最終処分場の延命化方策として、最終処分場の埋立廃棄物を掘り起こして、本施設で処理することを提案する場合には、掘起し方法、計画量、実施期間、掘起しに要する費用及び効果（掘起しにより延命化される最終処分場の容量及び埋立年数）等の詳細を示すこと。

掘起し提案を行う場合の条件は、次のとおりとする。

ア 本施設の施設規模の増加、設備機器等の追加は認めない。

イ 掘起しは、市内供用中の最終処分場を対象とする。

ウ 掘起しに要する費用については、掘起し作業（掘起し方法に応じた必要な周辺環境対策を含む）、本施設への運搬、本施設での処理、飛灰又は溶融飛灰の処分等に要する一切の費用を提案すること。

エ 掘起しに要する費用は、本入札の価格には含まない。事業者提案に基づく掘起しを実施した場合、市は当該費用を別途支払うものとする。

オ 事業者提案に基づく掘起しを実施した場合、掘起した廃棄物を本施設で処理したことを理由とした運営業務に係る対価（掘起しを行わない場合の高効率ごみ発電施設の運営業務委託料）の改定、見直し並びに追加費用の支払いは行わない。掘起した廃棄物の混焼により本施設の運営に影響する費用（変動費単価が増加する場合等）は、掘起しに要する費用に含めて提案すること。

(8) 業務の委託

事業者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(9) 雇用等への配慮

ア 雇用については、市内人材及び障害者の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

イ 下請負人等を選定する際は、市内に本店（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。また、資機材の調

達等においても、積極的に市内の企業を活用するよう努めること。

(10) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)により市が事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(イ) 上記(ア)により事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

(11) 市による本事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業の監視を行う（別紙5参照）。

(12) 事業（リサイクル0）の入札参加者への開示用資料の提供

市は、落札者決定後速やかに、落札者の提案内容を踏まえ、事業（リサイクル0）の事業者選定手続を開始する予定である。市は、事業（リサイクル0）の事業者選定手続に際し、事業（リサイクル0）の入札参加者（参加資格を有すると認められた者）に対して、落札者が提出した入札提案書類のうち、事業（リサイクル0）の入札提案書類の検討・作成に必要な資料を参考資料として貸与又は閲覧する予定である。

落札者は、以下のアからカに示す資料（電子データを含む）を取りまとめて、市に提出すること。提出部数、体裁、期限等は、落札者に別途指示するが、2019年12月頃の提出を予定している。

市は、本事業の入札参加希望者が参加資格確認申請書類を市に提出したことをもって、当該入札参加希望者が本号に基づく資料提供について受諾したものとみなす。

ア 様式第17号-4-1（別紙1、2） 主要機器の維持補修計画（事業（リサイクル0）の運営対象となる設備・機器の全て）

イ 「第6章 3（5）イ 設計基本数値（イ）マテリアルリサイクル推進施設関連」に示す各図

書

- ウ 「第6章 3 (5) ウ 図面」のうち(ア)～(エ)、(カ)b、(キ)～(サ)
- エ 「第6章 3 (5) エ (ア)全体工事工程」
- オ 「第6章 3 (6) 添付資料」のうち事業(リサイクル0)に関する資料
- カ その他市が必要と判断する資料

第8章 その他

1 必要事項等の追加

本入札説明書に定めることのほか、本入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果の通知前においては市ホームページにおいて公表する。適宜、市ホームページにおいて確認すること。また、参加資格確認結果の通知後においては代表企業に通知する。

2 情報公開及び情報提供

さいたま市情報公開条例（平成13年条例第17号）に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、市のホームページ等を通じて行う。

別紙1 事業スキーム(例)

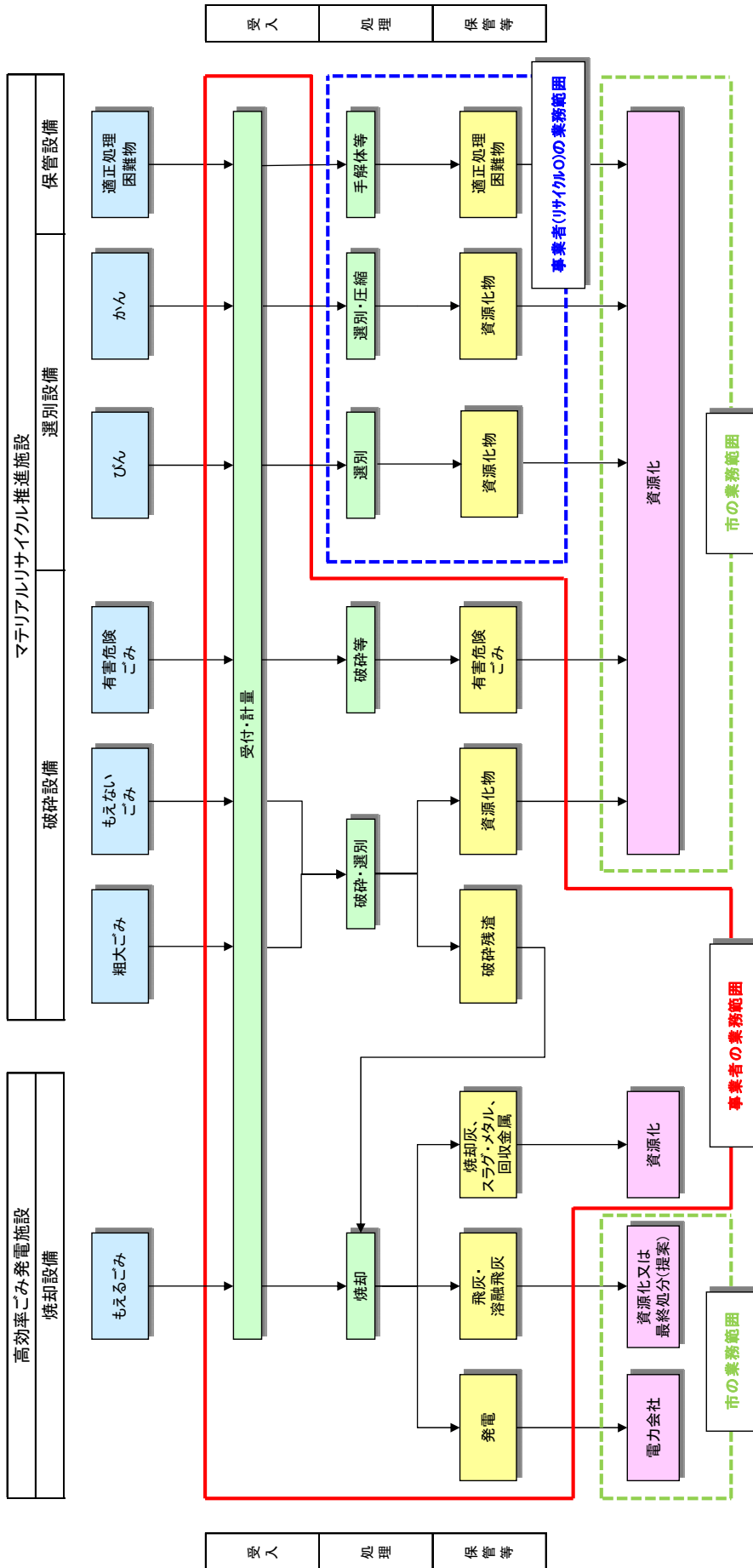
	ガス化溶融方式(シャフト炉式又は流動床式)	ストーカ方式(焼却灰の外部資源化)
スキーム図(例)		
事業契約	基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約	基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、焼却灰運搬業務委託契約、焼却灰資源化業務委託契約
市の支払対価	設計・建設費、運営業務委託料	設計・建設費、運営業務委託料、焼却灰運搬業務委託料、焼却灰資源化業務委託料
運営事業者への 出資義務	落札者の構成員	左記と同様
民間事業者の収入	建設事業者 市から支払われる設計・建設費 運営事業者 市から支払われる運営業務委託料 焼却灰運搬事業者 高効率ごみ発電施設から発生するスラグ・メタル・回収金属の売却収入 焼却灰資源化事業者 市から支払われる焼却灰運搬業務委託料 市から支払われる焼却灰資源化業務委託料 焼却灰から生成した資源物の売却収入	建設事業者 市から支払われる設計・建設費 運営事業者 市から支払われる運営業務委託料 焼却灰運搬事業者 高効率ごみ発電施設から発生するスラグ・メタル・回収金属の売却収入 焼却灰資源化事業者 市から支払われる焼却灰運搬業務委託料 市から支払われる焼却灰資源化業務委託料 焼却灰から生成した資源物の売却収入
その他	売電収入、マテリアルリサイクル推進施設から発生する鉄、アルミ等の資源物の売却収入は、市に帰属する。事業契約とは別途、事業間連携に係る協定を市・事業者(当該協定に該当する構成企業)・事業者(リサイクルRO)の三者で締結する。	

別紙2 本事業・事業（リサイクル）の主な業務範囲等

【主な業務範囲】

主な業務項目		建設対象施設			解体対象施設	
		高効率ごみ発電施設	マテリアルリサイクル推進施設		東部環境センター	
			破碎設備	選別設備・保管設備		
設計・建設業務	測量・地質調査等	市(事業者が必要と判断する追加調査等は事業者が実施)				
	許認可申請等	市(事業者は市の支援を行う)				
	設計・建設	事業者				
	解体設計・解体工事				事業者	
	運営事業者(DBO)・運営事業者(リサイクル)への運転等に係る指導	事業者				
運営業務	受入(受付・計量)	事業者	事業者	事業者		
	搬入管理	事業者	事業者	事業者(リサイクル)		
	運転管理(適正処理)	事業者	事業者	事業者(リサイクル)		
	維持管理	プラント設備	事業者	事業者		事業者(リサイクル)
		建築物等	事業者	事業者		事業者
	資源化等	焼却灰	事業者			
		スラグ・メタル、回収金属	事業者			
飛灰・溶融飛灰		市				
	資源化物		市	市		

【運営業務の範囲】



【運營業務の役割分担】

業務項目		高効率ごみ発電施設	マテリアルリサイクル推進施設			
			破砕設備	選別設備・保管設備		
運転管理業務	受入・搬入管理	受付	事業者	事業者	事業者	
		計量	事業者	事業者	事業者	
		搬入搬出車両管理	事業者	事業者	事業者	
		直接搬入ごみの料金徴収代行	事業者	事業者	事業者	
		搬入物の性状分析等	事業者	事業者	事業者(リサイクル)	
		車両誘導	事業者	事業者	事業者(リサイクル)	
	プラットフォーム監視	事業者	事業者	事業者(リサイクル)		
	運転管理	適正処理・適正運転	事業者	事業者	事業者(リサイクル)	
		中央制御室での操作	事業者	事業者	事業者(リサイクル)	
		マテリアルリサイクル推進施設から生じる破砕残渣等の高効率ごみ発電施設への搬送			事業者	
搬出物の性状分析等		事業者	事業者	事業者(リサイクル)		
	運転管理計画等の作成	事業者	事業者	事業者(リサイクル)		
	教育訓練	事業者	事業者	事業者(リサイクル)		
維持管理業務	用役等管理	用役等の調達計画の作成	事業者	事業者	事業者(リサイクル)	
		用役等の調達・管理	事業者	事業者	事業者(リサイクル)	
	維持管理				プラント設備等	建築物等
		点検・検査計画、補修計画の作成	事業者	事業者	事業者(リサイクル)	事業者
		点検・検査	事業者	事業者	事業者(リサイクル)	事業者
		補修、機器更新	事業者	事業者	事業者(リサイクル)	事業者
	精密機能検査	事業者				
環境管理	環境保全基準、作業環境管理基準の遵守		事業者	事業者	事業者(リサイクル)	
	環境保全計画、作業環境管理計画の作成		事業者	事業者	事業者(リサイクル)	
	環境測定		事業者	事業者	事業者(リサイクル)	
有効利用等業務	有効利用計画の作成		事業者	事業者	事業者(リサイクル)	
	資源化物の品質確保、適正貯留・保管		事業者	事業者	事業者(リサイクル)	
	資源化物の搬出・資源化	高効率ごみ発電施設	スラグ・メタル、回収金属	事業者		
			焼却灰	事業者		
			飛灰・熔融飛灰	市 (搬出車両への積込:事業者)		
		マテリアルリサイクル推進施設	鉄、アルミ、有害危険ごみ、カレット、適正処理困難物		市 (搬出車両への積込:事業者)	市 (搬出車両への積込:事業者(リサイクル))
	余熱	発電	事業者			
売電収入		市 (事業者へインセンティブ付与)				
	余熱利用施設への余熱供給		事業者			
情報管理業務	各種記録・報告書の作成、報告、管理(運転記録報告、点検・検査報告、補修・更新報告、環境管理報告、作業環境管理報告、有効利用報告)		事業者	事業者	事業者(リサイクル)	
	施設情報管理		事業者	事業者	事業者(リサイクル)	
	その他管理記録報告		事業者	事業者	事業者(リサイクル)	
防災業務	緊急対応マニュアルの作成		事業者	事業者	事業者(リサイクル)	
	自主防災組織の整備		事業者	事業者	事業者(リサイクル)	
	事故報告書の作成、報告		事業者	事業者	事業者(リサイクル)	
関連業務	清掃			事業者		
	植栽管理			事業者		
	警備			事業者		
	環境啓発プログラムの実施			事業者		
	リサイクルフェアの実施			事業者		
	見学者対応			事業者		
	市民への対応			市・事業者・事業者(リサイクル)		

別紙3 本事業において市が事業者に支払う対価について

1 対価の構成

本事業において市が事業者に支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成		対象業務
設計・建設業務に係る対価		①設計・建設業務（建設対象施設建設工事、解体対象施設解体工事） ②その他上記項目の関連業務を含む
運營業務に係る対価	高効率ごみ発電施設 運營業務委託料	①高効率ごみ発電施設の運營業務（計量棟の運營業務を含む） ②その他上記項目の関連業務を含む
	マテリアルリサイクル推進施設 運營業務委託料	①マテリアルリサイクル推進施設の運營業務 ②その他上記項目の関連業務を含む
	焼却灰運搬業務委託料 （ストーカー方式の場合）	①焼却灰の運搬業務 ②その他上記項目の関連業務を含む
	焼却灰資源化業務委託料 （ストーカー方式の場合）	①焼却灰の資源化業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

2 対価の算定方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	①設計・建設業務費用 ②その他費用	■設計・建設業務に係る対価 ＝左欄支払の対象となる費用の合計 ■市の示す交付金年度計画に対する出来高から算定する。

(2) 運營業務に係る対価

ア 高効率ごみ発電施設の運營業務委託料の算定方法

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 ^{※1}
運營業務委託料A	①変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く） ・その他費用（処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の支払金額 ＝各支払期の処理量（実績値） ^{※2} ×提案単価（円/t） ※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。 運營業務委託料A ＝各年度処理量（計画値） ^{※3} ×提案単価（円/t）
運營業務委託料B	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く） ・電力等の基本料金 ・その他費用（SPC経費等）	■各支払期の支払金額 ＝[左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額 －事業者の提案するスラグ・メタル、回収金属の有効利用収入の運営期間中の合計金額]÷支払回数（6回/年×15年）
	②補修費用	■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とする。年度毎に支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。
売電量増加分の対価	①インセンティブフィー	■各支払期の支払金額 ^{※4} ＝[実売電電力量－提案売電電力量 ^{※5}]×売電単価 ^{※6} ×50%

※1 各支払期の委託料は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2 「各支払期の処理量（実績値）」は、ごみ計量機にて計量した搬入量（ただし、マテリアルリサイクル推進施設からの破碎残渣等をコンベヤにより高効率ごみ発電施設に搬送する場合の破碎残渣等搬入量は、計量機能付コンベヤにより計量したデータを用いることも可とする。また、マテリアルリサイクル推進施設の処理対象物との混載により搬入されたもえるごみの搬入量は、荷下ろし後に小型計量機により計量したデータを用いることも可とする。）とし、単位は(t)、小数点以下第2位（10kg単位）までを有効桁数とする。

※3 「各年度処理量（計画値）」は、要求水準書（別添資料1）を参照すること。

※4 【実売電電力量 ≥ 提案売電電力量×110%の場合】

提案売電電力量の達成分（実売電電力量の提案売電電力量からの超過分：「実売電電力量－提案売電電力量」により算出する）に当該年度における売電単価^{※6}の50%（小数点以下第3位を四捨五入）を乗じた金額を、当該超過が発生した事業年度の3月度に係る高効率ごみ発電施設の運營業務委託料と併せて、売電収入増加分の対価として支払う。

【実売電電力量 ≤ 提案売電電力量×90%の場合】

提案売電電力量の未達成として、別紙5に示す減額等の措置を行う。

※5 提案売電電力量とは、様式第17号-3-2（別紙1及び別紙2）に基づき、事業者より提案された売電電力量をさし、実売電電力量との比較においては、当該年度における実稼働条件を提案のあった様式第17号-3-2（別紙1及び別紙2）に当てはめて年間売電電力量を算出して比較する。

※6 売電単価は、当該年度に市が電気事業者に対して行った売電の平均単価とする。

イ マテリアルリサイクル推進施設の運営業務委託料の算定方法

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 ^{※1}
運営業務委託料C	①変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く） ・その他費用（処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の支払金額 ＝各支払期の処理量（実績値） ^{※2} ×提案単価（円/t） ※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。 運営業務委託料C ＝各年度処理量（計画値） ^{※3} ×提案単価（円/t）
運営業務委託料D	①固定費用 ・人件費 ・維持管理費（補修費用を除く） ・電力等の基本料金 ・事業（リサイクル0）に係る電力料金・水道料金 ・その他費用	■各支払期の支払金額 ＝[左欄対象費用の運営期間中の費用の合計金額] ÷支払回数（6回/年×15年）
	②補修費用	■補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とする。年度毎に支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。

※1 各支払期の委託料は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2 「各支払期の処理量（実績値）」は、ごみ計量機にて計量した搬入量（ただし、もえるごみとの混載により搬入されたマテリアルリサイクル推進施設処理対象物の搬入量は、荷下ろし後に小型計量機により計量したデータを用いることも可とする。）とし、単位は(t)、小数点以下第2位(10kg単位)までを有効桁数とする。

※3 各年度処理量（計画値）は、要求水準書（別添資料1）を参照すること。

ウ 焼却灰運搬業務委託料の算定方法

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 ^{※1}
焼却灰運搬業務委託料E	①焼却灰の運搬に係る費用	■各支払期の支払金額 ＝各支払期の運搬量（実績値） ^{※2} ×提案単価（円/t） ※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。 運営業務委託料E ＝各年度運搬量（計画値） ^{※3} ×提案単価（円/t）

※1 各支払期の委託料は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2 「各支払期の運搬量（実績値）」の単位は(t)、小数点以下第2位（10kg単位）までを有効桁数とする。

※3 「各年度運搬量（計画値）」は、要求水準書（別添資料1）に示す年度別計画処理量を基に、事業者が提案する量とする。

エ 焼却灰資源化業務委託料の算定方法

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法 ^{※1}
焼却灰資源化業務委託料F	①焼却灰の資源化に係る費用	■各支払期の支払金額 ＝各支払期の処理量（実績値） ^{※2} ×提案単価（円/t） ※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。 運営業務委託料F ＝各年度処理量（計画値） ^{※3} ×提案単価（円/t）

- ※1 各支払期の委託料は、1円未満を切り捨てるものとする。
- ※2 「各支払期の処理量（実績値）」の単位は(t)、小数点以下第2位（10kg単位）までを有効桁数とする。
- ※3 「各年度処理量（計画値）」は、要求水準書（別添資料1）に示す年度別計画処理量を基に、事業者が提案する量とする。

3 対価の支払方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約による。

ア 各会計年度における設計・建設業務に係る対価の支払限度額の割合

設計・建設期間における各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえて市にて作成し、契約書作成時に通知する。

(2) 運營業務に係る対価

ア 高効率ごみ発電施設の運營業務委託料の支払方法

(ア) 支払回数

運營業務委託料A（変動費用）：90回（15年間×年6回）

運營業務委託料B（固定費用）：90回（15年間×年6回）

運營業務委託料B（補修費用）：30回（15年間×年2回）

売電量増加分の対価：15回（15年間×年1回）（最大）

※ 運營業務委託料は2025年度以降の支払となる。

(イ) 市は、建設対象施設の引渡し後、運營業務委託契約書の規定に従い、奇数月の月報を受領した場合、当該受領日から10日以内に検査を行う。市は、当該検査完了後、事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い速やかに直前の2ヶ月に相当する運營業務委託料（ただし、運營業務委託料B（補修費用）については、下記(オ)に記載のとおり。）に係る請求書を市に提出する。市は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該運營業務委託料を支払う。

(ウ) 運營業務委託料Aの1回あたりの支払額は、各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。

(エ) 運營業務委託料Bのうち、固定費用の1回あたりの支払額は、15年間の合計額を90等分した額とする。

(オ) 運營業務委託料Bのうち、補修費用については、各年度の補修計画に合わせた支払額とし、半期ごとに支払う（9月度及び3月度の他の運營業務委託料とあわせて支払う。）。なお、市と事業者が協議の上、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該運營業務委託料B（補修費用）の事業期間中の総額は変更しない。

(カ) 売電量増加分の対価は、各年度の実売電電力量が提案売電電力量を10%以上上回っていることが確認された場合に支払う。具体的には、事業者は、売電電力量について市への報告・確認等を毎月行う。事業者は、各年度最終月の報告に対する市による確認の通知を受けた後、翌年度の4月末までに売電量増加分の対価の支払に係る請求書を市に提出する。市は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該増加分の対価を支払う。

イ マテリアルリサイクル推進施設の運營業務委託料の支払方法

(ア) 支払回数

運營業務委託料C（変動費用）：90回（15年間×年6回）

運營業務委託料D（固定費用）：90回（15年間×年6回）

運營業務委託料D（補修費用）：30回（15年間×年2回）

※ 運營業務委託料は2025年度以降の支払となる。

- (イ) 市は、本施設の引渡し後、運營業務委託契約書の規定に従い、奇数月の月報を受領した場合、当該受領日から10日以内に検査を行う。市は、当該検査完了後、事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い速やかに直前の2ヶ月に相当する運營業務委託料（ただし、運營業務委託料D（補修費用）については、下記（オ）に記載のとおり。）に係る請求書を市に提出する。市は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該運營業務委託料を支払う。
- (ウ) 運營業務委託料Cの1回あたりの支払額は、各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。
- (エ) 運營業務委託料Dのうち、固定費用の1回あたりの支払額は、15年間の合計額を90等分した額とする。
- (オ) 運營業務委託料Dのうち、補修費用については、各年度の補修計画に合わせた支払額とし、半期ごとに支払う（9月度及び3月度の他の運營業務委託料とあわせて支払う。）。なお、市と事業者が協議の上、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該運營業務委託料D（補修費用）の事業期間中の総額は変更しない。

ウ 焼却灰運搬業務委託料の支払方法

- (ア) 支払回数

焼却灰運搬業務委託料E：180回（15年間×年12回）

※ 焼却灰運搬業務委託料は2025年度以降の支払となる。

- (イ) 市は、建設対象施設の引渡し後、焼却灰運搬業務委託契約書の規定に従い、毎月の月報を受領した場合、当該受領日から10日以内に検査を行う。市は、当該検査完了後、事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い速やかに直前の1ヶ月に相当する業務委託料に係る請求書を市に提出する。市は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該業務委託料を支払う。
- (ウ) 焼却灰運搬業務委託料Eの1回あたりの支払額は、各支払期の運搬量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。

エ 焼却灰資源化業務委託料の支払方法

- (ア) 支払回数

焼却灰資源化業務委託料E：180回（15年間×年12回）

※ 焼却灰資源化業務委託料は2025年度以降の支払となる。

- (イ) 市は、建設対象施設の引渡し後、焼却灰資源化業務委託契約書の規定に従い、毎月の月報を受領した場合、当該受領日から10日以内に検査を行う。市は、当該検査完了後、事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い速やかに直前の1ヶ月に相当する業務委託料に係る請求書を市に提出する。市は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該業務委託料を支払う。
- (ウ) 焼却灰資源化業務委託料Eの1回あたりの支払額は、各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。

4 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

ア 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書による。ただし、市は、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、事業者から申出等があったときには、誠意をもって協議を行うものとする。

なお、当該協議に際して、事業者は、建設工事請負契約書第 25 条に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、市は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

イ 運營業務に係る対価

運營業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案する指標について合理性及び妥当性があると市が認める場合、協議を行い、見直しすることができる。

区分	改定の対象となる費用			指標
高効率ごみ発電施設 運營業務委託料A	・燃料費 (高効率ごみ発電施設)	ガス化 熔融方式	シャフト 炉式	消費税を除く国内企業物価指数>石油・石炭製品>石炭製品(日本銀行調査統計局)
			流動床式	消費税を除く国内企業物価指数>石油・石炭製品>石油製品>該当する重油種類(日本銀行調査統計局)
		ストーカ方式		消費税を除く国内企業物価指数>石油・石炭製品>石油製品>該当する重油種類(日本銀行調査統計局)
	・燃料費(マテリアルリサイクル推進施設)			消費税を除く国内企業物価指数>石油・石炭製品>石油製品>該当する重油種類(日本銀行調査統計局)
マテリアルリサイクル推進施設 運營業務委託料C	・薬剤費			消費税を除く国内企業物価指数>化学製品>無機化学工業製品(日本銀行調査統計局)
	・光熱水費(電力等の基本料金を除く)			各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、市と事業者が変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する。
	・その他費用(処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。)			消費税を除く企業向けサービス価格指数>総平均(日本銀行調査統計局)
高効率ごみ発電施設 運營業務委託料B	・人件費			毎月勤労統計調査>調査産業計(事業所規模30人以上)>現金給与総額指数>埼玉県平均(厚生労働省(埼玉県))
	・維持管理費(補修費用を除く) ・その他費用(SPC経費等)			消費税を除く企業向けサービス価格指数>総平均(日本銀行調査統計局)
マテリアルリサイクル推進施設 運營業務委託料D	・電気基本料金、水道基本料金			各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、市と事業者が変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する。
	・補修費用			消費税を除く企業向けサービス価格指数>自動車整備・機械修理>機械修理(日本銀行調査統計局)
焼却灰運搬業務委託料E	・焼却灰の運搬に係る費用			実勢価格を参考として、市と事業者が協議し、市が変更等を決定する。
焼却灰資源化業務委託料F	・焼却灰の資源化に係る費用			実勢価格を参考として、市と事業者が協議し、市が変更等を決定する。

(2) 改定の条件

運營業務に係る対価の支払額については、改定のための確認を年1回行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%（下記(3)アに示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合であり、小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無にかかわらず、市へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、7月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、8月31日までに見直しを行い、各年度の運營業務に係る対価を確定する。改定された運營業務に係る対価は、改定年度の第1支払期（5月末）以降の支払に反映させる。ただし、電力基本料金及び電気使用料の変更に伴う運營業務に係る対価の改定期間は、市と事業者との協議により別途定めることができる。

なお、2025年度に改定を行う場合は、事業契約に定めた額を基準額とする。

(3) 改定の計算方法

ア 算定式

運營業務委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = X \times a$$

ここで、 Y ：改定後の当該費用（税抜）

X ：前回改定後の当該費用（税抜、第1回目の改定が行われるまでは事業契約に示された当該費用）

$$a : \text{改定率} \left[\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right]$$

注1) 当該指数については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、市の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、市が改定内容にあわせて負担する。

(4) その他例外的な改定について

固定費、変動費を構成する費目のうち、(1)から(3)による改定方法が適当でないと市が認めた費目については、市と事業者が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。

別紙4 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方

制度変更等により電気料金に変更（基本的に基本料金及び従量料金を対象とする。）が発生した場合の対応の考え方は以下のとおりとし、具体的な負担方法は、市及び運営事業者の協議により決定する。

なお、提案時の不備等など事業者の責に帰すべき事由による変更は、含めないものとする。

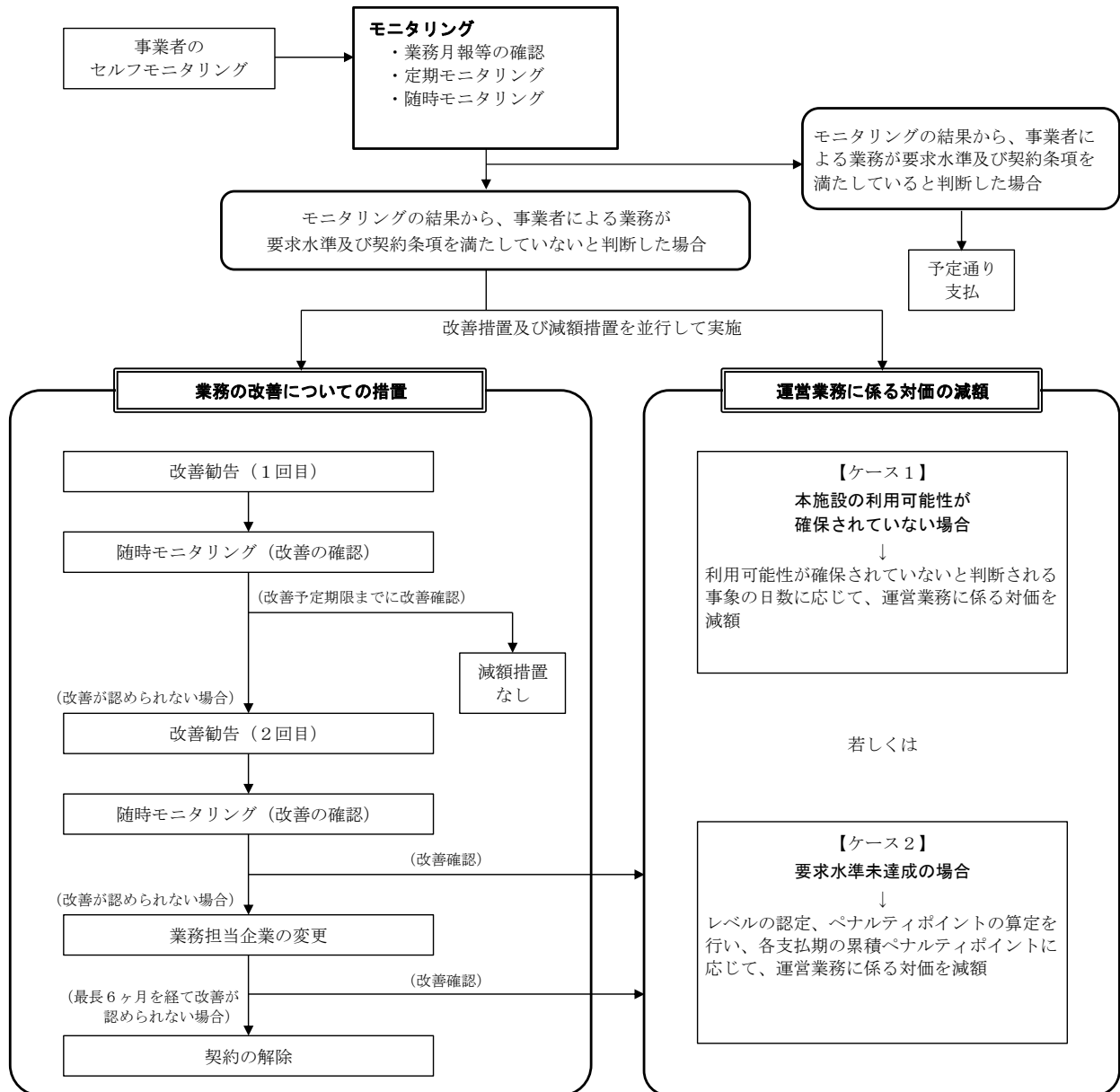
また、下記の事象が同時に発生した場合には、表の上から順に整理を行うものとする。

No.	電気料金の変更要因	基本的な対応の考え方	
1	制度の変更 (本事業に適用している制度の変更)	買電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は市の収入/負担とする。
		売電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は市の収入/負担とする。
2	契約先の変更	買電に係る契約	変更によって生じる費用の減少は、市と運営事業者で、その効果を折半する。ただし、変更によって生じる費用の増加については運営事業者の負担とする。
		売電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は市の収入/負担とする。
3	物価変動に伴う変更	買電に係る契約	別紙3に基づいて対応する。
		売電に係る契約	変更によって生じる費用の増減は市の収入/負担とする。
4	上記1から3以外の変更	買電に係る契約	市及び運営事業者の協議により決定する。
		売電に係る契約	市及び運営事業者の協議により決定する。

別紙5 モニタリング及び運営業務に係る対価の減額等

1 運営期間中の業務水準低下に関する措置

本事業における運営期間中の業務水準低下に関する措置は、以下に示すとおりとする。



2 モニタリングの方法

モニタリングについては、事業者において自己監査（セルフモニタリング）と自律的改善が十分に機能するように措置すべきことを前提として、以下のとおり行う。

また、モニタリングは、運営業務に係る対価の減額を目的とするものではなく、市と事業者との対話を通じて、本施設の状態を、利用者が安全・便利に利用できる水準に常に保つことを目的に実施するものである。市及び事業者は、上記目的を達成するため、「相互に協力して利用者へサービスを提供している」ことを意識し、意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置いて、モニタリングを実施するものである。

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成

運営事業者は、運營業務委託契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、市と協議を行い、市の承諾を得ること。

- ア モニタリング時期
- イ モニタリング内容
- ウ モニタリング組織
- エ モニタリング手続
- オ モニタリング様式

(2) 市によるモニタリングの方法

本事業における運營業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

ア 業務月報等の確認

市は、運営事業者が運營業務委託契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施状況（要求水準を満たしているか）を、運営事業者から市へ提出される業務月報等で確認する。

イ 定期モニタリングと随時モニタリング

市は、月1回、本施設の現場調査を行い、運営事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、市は本施設の現場調査を行い、運営事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認する（随時モニタリング）。

(3) 業務の改善についての措置

ア 改善勧告（第1回目）

市は、(2)モニタリングの結果から、事業者による業務が要求水準及び運營業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、事業者に対して、速やかにかかる業務の是正を行うよう第1回目の改善勧告を行う。事業者は、市から改善勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。

イ 改善の確認

市は、事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時モニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善が行われたかどうかを確認するものとする。

ウ 改善勧告（第2回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと市が判断した場合、市は、事業者に第2回目の改善勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時モニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当企業の変更等

上記ウの手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと市が判断した場合、市は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを事業者に請求することができる。

オ 契約の解除等

市は上記エの業務担当企業の変更の手続を取った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、市が事業契約の継続を希望しない時には、事業契約を解除することができる。

3 運營業務に係る対価の減額等の措置

(1) 運營業務に係る対価の減額の対象

運營業務に係る対価については、業務の実施状況により下表に示す減額措置を行うものとする。

ケース	減額事由	減額措置	減額の対象となる 運營業務に係る対価
ケース1	本施設の利用可能性が確保されていない場合	下記(2)に従い減額	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率ごみ発電施設運營業務委託料B（固定費用） ・マテリアルリサイクル推進施設運營業務委託料D（固定費用）
ケース2	要求水準未達成の場合（ケース1を除く）	下記(3)に従い減額	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率ごみ発電施設運營業務委託料B（固定費用） ・マテリアルリサイクル推進施設運營業務委託料D（固定費用） ・焼却灰運搬業務委託料E ・焼却灰資源化業務委託料F

(2) 本施設の利用可能性が確保されていない場合の措置（ケース1）

市は、上記(1)に示すケース1の場合、当該状態の継続する期間（ただし、各年度の「年間運転計画」にて、事業者が市の承諾を得て計画して休止する日を除く。）については、下式のとおり減額するものとする。ただし、ケース1の状態の発生について事業者の責によらないと市が認めた場合はこの限りでない。

ア 高効率ごみ発電施設における減額の算定式

$$\text{減額金額} = \left(\text{当該年度の高効率ごみ発電施設運營業務委託料B（固定費用）} \right) \times \frac{\text{ケース1の状態の延べ発生日数}}{365 \text{ ※}}$$

※うるう年については、366とする。

イ マテリアルリサイクル推進施設における減額の算定式

$$\text{減額金額} = \left(\text{当該年度のマテリアルリサイクル推進施設運營業務委託料D（固定費用）} \right) \times \frac{\text{ケース1の状態の延べ発生日数}}{365 \text{ ※}}$$

※うるう年については、366とする。

また、ケース1の減額措置の対象となる、利用可能性が確保されていないと判断される事象を以下に示す。下記の事象が1日発生するごとに、上記の減額金額の算定の対象となるケース1の状態の延べ発生日数に計上する。なお、計上する発生日数に保留期間の措置はない。

区分	ケース1の減額措置の対象となる事象
(ア)	異常事態の発生、その他原因による運転停止の状態又は性能低下により、高効率ごみ発電施設について予定されている処理対象物の受入ができない状態が生じた場合
(イ)	異常事態の発生、その他原因による運転停止の状態又は性能低下により、マテリアルリサイクル推進施設について予定されている処理対象物の受入ができない状態が生じた場合

(3) 要求水準未達成の場合の措置（ケース2）

市は、ケース1を除く、運營業務、焼却灰運搬業務及び焼却灰資源化業務の各内容について、要求水準の未達成（以下「未達状況」という。）が確認された場合、以下の方法により運營業務に係る対価の減額又は支払停止を行う。ただし、未達状態の発生が、事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。

ア レベルの認定

市は、未達状況に応じて、以下に定めるレベルの認定を行う。

レベル	各レベルの該当事象
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の利用に軽微な影響を及ぼしている場合（下記レベル2及び3に該当する場合を除く。） ・業務報告の不備 ・市及び関係者への連絡不備 ・備品、帳簿類等の管理不行き届き ・周辺環境に悪影響を及ぼしている場合
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の理由等により、本施設の円滑な運営に影響を及ぼしている場合 <ul style="list-style-type: none"> －建物、設備、備品等の定期点検等の未実施や不具合及び故障等の放置 －不衛生状態の放置 －運營業務、焼却灰運搬業務又は焼却灰資源化業務における実施内容や時間等の要求事項の不履行 －運營業務、焼却灰運搬業務又は焼却灰資源化業務におけるミスの頻発 －その他、要求水準の不履行 ・長期にわたる市との連絡不通 ・周辺環境に重大な悪影響を及ぼしている場合
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率ごみ発電施設から発生したスラグ・メタル、回収金属の有効利用について、市の承諾なしに事業者の提案と異なる利用方法がなされている場合 ・事業者が適切な管理をしなかったために、重大な事故、本施設の損壊等が発生した場合 ・不法行為 ・市への虚偽の報告

イ ペナルティポイントの算定

市は、上記アのレベルに応じ、以下のとおりペナルティポイントを算出する。なお、ペナルティポイントは、運營業務、焼却灰運搬業務及び焼却灰資源化業務の各業務毎に算出するものとする。

- (ア) 第1回目の業務改善計画書に記載された改善期限までに改善が確認された場合、ペナルティポイントは付与しない。第1回目の改善期限までに、未達状況が改善されない場合、その改善期限の翌日を第1日目としてペナルティポイントの算定の対象の日数とする。

ただし、レベル3の未達状態の際のペナルティポイントの付与については、第1回目の改善期限までのペナルティポイント付与の保留期間の措置はない。

- (イ) ペナルティポイントは、未達状況が継続する場合、各事象について1日ごとに自動的に加算されていくものとする。ただし、市は、改善の遅延が、事業者の責によらないと市が認めた場合は、ペナルティポイントの加算を中断することができる。

レベル	ペナルティポイント
レベル1	1日につき、2.5ポイント
レベル2	1日につき、7.5ポイント
レベル3	1日につき、10.0ポイント

ウ 運營業務に係る対価の減額

運營業務、焼却灰運搬業務及び焼却灰資源化業務の各業務について、各支払期での累積ペナルティポイントが一定値を超える場合、累積ペナルティポイントに応じて、当該業務委託料の減額等の措置を行うこととする。

ペナルティポイントの算定及びそれに応じた減額等の措置は2ヶ月単位で行うものとし、翌2ヶ月にはペナルティポイントは持ち越さない。また、市は、減額後の業務委託料の支払については、要求水準の未達状況の改善が確認されるまで留保することができるものとする。

累積ペナルティポイント	減額措置内容
10.0未満	減額措置を行わない
10.0以上50.0未満	当該支払期の 当該業務委託料 $\times \frac{1}{4,000} \times$ ペナルティポイント数
50.0以上	当該支払期の 当該業務委託料 $\times \frac{1}{2,000} \times$ ペナルティポイント数

当該支払期の当該業務委託料とは、下記のことをいう。

- ・運營業務：高効率ごみ発電施設運營業務委託料B（固定費用）及びマテリアルリサイクル推進施設運營業務委託料D（固定費用）
- ・焼却灰運搬業務：焼却灰運搬業務委託料E
- ・焼却灰資源化業務：焼却灰資源化業務委託料F

(4) 補修業務を実施しなかった場合の減額の措置

補修業務については、事業者が特段の理由なく補修計画どおりに実施しなかった場合、実施内容に応じて当該年度の補修費用を減額するものとする。

当該年度の補修費用とは、「高効率ごみ発電施設運營業務委託料B（補修費用）」、「マテリア

ルリサイクル推進施設運營業務委託料D（補修費用）」をいう。

4 事業者提案の未達成時に係る減額等の措置

地域経済への貢献金額、売電電力量、焼却灰発生量、飛灰発生量又は熔融飛灰発生量について事業者が提案した金額又は量を未達成の場合、高効率ごみ発電から発生する焼却灰、スラグ・メタル、回収金属の全量有効利用の未達成の場合には、上記3に示す運營業務に係る対価の減額等の措置によらず、以下に示す減額等の措置を行うものとする。

(1) 地域経済への貢献金額未達成の場合に係る減額等の措置

ア 設計・建設期間

設計・建設期間中における地域経済への貢献金額が、提案した地域経済への貢献金額を下回った場合には、設計・建設期間中の地域経済への貢献金額の未達成分として、事業者は、次の算定式による金額を設計・建設期間の終期から30日以内に市に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。

なお、事業者は、設計・建設期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に市に報告するものとし、この際、市が提出を求めた場合には、事業者は地域経済への貢献の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

【設計・建設期間中の地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】

市への支払金額＝（提案金額^{※1}－地域経済への貢献金額（実績値））×50%

※1 提案金額：様式第16号-2-2に基づき事業者より提案された設計・建設期間の地域経済への貢献金額。

イ 運営期間

運営期間中における地域経済への貢献金額が、提案した地域経済への貢献金額を下回った場合には、運営期間中の地域経済への貢献金額の未達成分として、事業者は、次の算定式による金額を運営期間の終期から30日以内に市に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。

なお、事業者は、運営期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に市に報告するものとし、この際、市が提出を求めた場合には、事業者は地域経済への貢献の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

【運営期間中の地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】

市への支払金額＝（提案金額^{※1}－地域経済への貢献金額（実績値））×50%

※1 提案金額：様式第16号-2-2に基づき事業者より提案された運営期間の地域経済への貢献金額。

(2) 売電電力量未達成の場合に係る減額等の措置

実売電電力量が、提案売電電力量を10%以上下回った場合には、提案売電電力量の未達成分として、次の算定式による金額を当該未達成が発生した事業年度の3月度に係る高効率ごみ発電施設の運營業務委託料から減額する。ただし、当該未達成の発生が事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。

【提案売電電力量未達成時における減額の算定式】

減額金額＝（提案売電電力量^{※1}－実売電電力量）×当該年度における売電単価^{※2}×50%

※1 提案売電電力量：様式第 17 号-3-2（別紙 1 及び別紙 2）に基づき事業者より提案された売電電力量。実売電電力量との比較においては、当該年度における実稼働条件を提案のあった様式第 17 号-3-2（別紙 1 及び別紙 2）に当てはめて年間売電電力量を算出して比較する。

※2 売電単価：当該年度に市が電気事業者に対して行った売電の平均単価。

(3) 焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の各発生量の未達成の場合に係る減額等の措置

焼却灰、飛灰又は溶融飛灰のそれぞれについて、実灰発生率（各灰の搬出量÷高効率ごみ発電施設の処理量）が、提案灰発生率を 10%以上上回った場合には、各発生量の未達成分として、次の算定式による金額を当該未達成が発生した事業年度の 3 月度に係る高効率ごみ発電施設の運營業務委託料から減額する。ただし、当該未達成の発生が事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。

【焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の各発生量未達成時における減額の算定式】

減額金額^{※1} = (実発生量 - 提案発生量^{※2}) × 当該年度における処分等単価^{※3}

※1 減額金額は、焼却灰、飛灰又は溶融飛灰について、高効率ごみ発電施設から発生する品目ごとに算定する。

※2 提案発生量：様式第 17 号-3-4（別紙 1）に基づき事業者より提案された各灰の発生率に当該年度における高効率ごみ発電施設の実処理量を乗じた量。

※3 処分等単価：焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の各処分等の方法に応じた当該年度の 1 t あたりの処分等費用（運搬費を含む）。

(4) 焼却灰、スラグ・メタル、回収金属の全量有効利用の未達成の場合に係る減額等の措置

ア 高効率ごみ発電から発生する焼却灰、スラグ・メタル、回収金属について、やむを得ず有効利用できない場合には、事業者の責任及び費用負担により処分を行う。ただし、事業者は、その処分方法、処分先等について、事前に市の承諾を得るものとする。

イ 上記アにより、事業者が焼却灰、スラグ・メタル、回収金属のいずれかを処分した場合には、有効利用の未達成として、次の算定式による金額を未達成が発生した事業年度の 3 月度に係る高効率ごみ発電施設の運營業務委託料から減額する。ただし、当該未達成の発生が事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。

【焼却灰、スラグ・メタル、回収金属の全量有効利用の未達成の場合における減額の算定式】

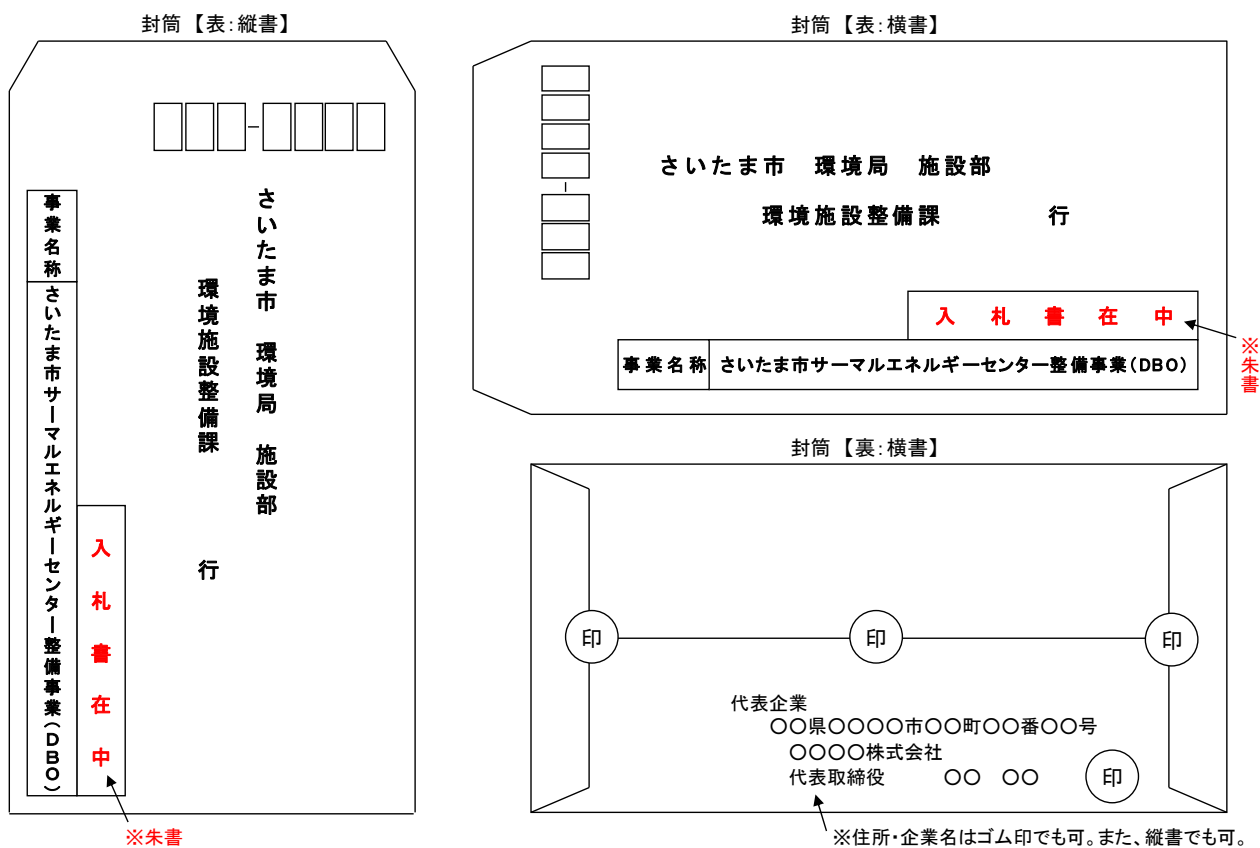
減額金額 = 有効利用できなかった品目の処分量 × 30,000 円 / t

5 運營業務に係る対価の返還

運營業務に係る対価支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運營業務に係る対価が減額される状態であった場合、事業者は、減額されるべき運營業務に係る対価に相当する額を返還しなければならない。

この場合、当該減額されるべき運營業務に係る対価を市が事業者に支払った日から、市に返還する日までの日数につき、事業契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。

別図1 入札書等の提出用封筒作成要領



- 封筒の大きさ : 長形3号 (120mm×235mm)
- 封筒の中に入れるもの : 入札書 (様式第14号)、
入札価格参考資料 (様式第14号 (別紙1、別紙2、別紙3))